

第3次

猪名川町地域福祉計画

(令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))



猪名川町マスコットキャラクター“いなぼう”

令和2年(2020年)3月

猪 名 川 町

はじめに

本町では平成 22 年（2010 年）に「猪名川町地域福祉計画」を、平成 27 年（2015 年）3 月には「第 2 次猪名川町地域福祉計画」を策定し、「地域のきずなと交流を育み 誰もが安心して暮らせるやさしいまち 猪名川」を基本理念として掲げ、地域福祉の推進に取り組んできました。

地域福祉の推進は誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民や社会福祉に関係するあらゆる機関・団体等がお互いに協力し、地域生活課題の解決に向け取り組むことであり、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。

このたび、「地域共生社会」の実現に向け、地域住民をはじめ、地域で活躍する人・団体、事業所、福祉関係者そして行政がつながり、一丸となってさらなる地域福祉の推進を図るため、「つながりで育む 地域づくりをめざして」を基本理念に掲げた令和 2 年度（2020 年度）から 5 年間の「第 3 次猪名川町地域福祉計画」を策定しました。

本計画を実行することにより、地域住民の皆様がそれぞれ抱える地域生活課題の把握を行い、地域住民や関係機関・団体等との連携のもと、課題の解決につなげてまいります。

また、地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通して取り組むべき事項が記載されていることから、本町の福祉分野における各個別計画と連携し取り組みを進めてまいります。

最後に本計画の策定にあたり、アンケート調査等を通じ貴重なご意見をいただきました皆様、多大なご尽力を賜りました猪名川町社会福祉審議会委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

猪名川町長 福田 長治



「障がい」の表記について

本町では、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法律や条例などで使用されている場合を除きます（例「身体障害者手帳」など）。

「害」の表記は、「妨げる」や「隔てる」といった意味の「礙」や「碍」（礙の俗字）が、一般に使われていましたが、常用漢字に「礙」「碍」の文字が無いことから、「害」に統一されました。

「礙」「碍」の「内に妨げがある」という意味に対し、「害」には「物事を傷つける、他に危害を与える」といった他動詞的な意味を持ち、「礙」「碍」が持つ本来の意味と異なっています。

人の「障がい」は、先天性のものや事故や病気などによる後天性のものがあり、障がいは本人が望んだものではないことから、その人を表すときに「害」を用いることは、人権尊重の点からも好ましくないものと考え、「害」の字をひらがな表記としています。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 地域のとらえ方.....	4
5. 計画の推進及び進行管理・評価.....	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	6
1. 統計データからみる猪名川町の現状.....	6
2. アンケート調査結果からみる猪名川町の現状.....	13
3. 猪名川町の地域福祉に関連する施策・事業の状況.....	29
4. 今後の地域福祉に向けた課題.....	34
第3章 計画の基本的な考え方	38
1. 基本理念.....	38
2. 施策の体系.....	39
3. 基本目標.....	40
第4章 施策の展開	41
基本目標1 地域福祉の意識とつながりづくり.....	42
基本目標2 地域や福祉の担い手育成・支援.....	44
基本目標3 包括的な支援体制の構築.....	47
基本目標4 安全・安心な環境づくり.....	51
資料編	55
第3次猪名川町地域福祉計画策定の体制と経過.....	55
パブリックコメント実施結果.....	58
用語解説.....	59

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

少子高齢化の進行や家族形態の変化、情報化社会の進展など、社会は著しく変化しています。地域や家庭においても、つながりの希薄化により地域や福祉への関心の低下がみられることから、不安や悩みを抱え、支援を必要としている人が地域に潜在化してしまう恐れがあります。

このような中、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、すべての地域住民が役割を持ち、活躍できる「地域共生社会*」の実現が喫緊の課題となっています。そして、「地域共生社会」の実現にあたっては地域福祉の推進が必要不可欠となります。

国においては、地域共生社会の実現に向けて、平成 29 年（2017 年）に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正されました（平成 30 年（2018 年）4 月施行）。

改正により、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進に向けて、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定が明確にされました。地域福祉計画については、福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられることとなりました。また、策定にあたって盛り込むべき事項が追加され、策定ガイドラインが示されました。

本町では、平成 22 年（2010 年）3 月に「地域ぐるみの福祉」を推進するための指針として、「地域のきずなと交流を育み 誰もが安心して暮らせるやさしいまち 猪名川」を基本理念とした「猪名川町地域福祉計画」を策定し、取り組みを進めてきました。平成 27 年（2015 年）3 月には、「猪名川町地域福祉計画」の基本理念を継承した「第 2 次猪名川町地域福祉計画」（以下、「第 2 次計画」という）を策定しました。

第 2 次計画の策定後には、前述の社会福祉法の改正をはじめ、福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような中、本町では第 2 次計画が平成 31 年度（2019 年度）をもって終了することから、国の動向や本町の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）を計画期間とする「第 3 次猪名川町地域福祉計画」（以下、「本計画」または「第 3 次計画」という）を策定します。

「*」のある語句には、資料編（59 ページ～）に用語解説があります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、猪名川町の地域福祉の推進に関する事項をまとめた計画であり、「第六次猪名川町総合計画（前期基本計画）」と整合性を考慮して策定しています。また、町の福祉関連計画（猪名川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画、猪名川町障がい者（児）福祉計画、猪名川町子ども・子育て支援事業計画等）との整合性を図りつつ、各計画を横断して町の福祉において取り組むべき共通の考え方を明らかにします。

社会福祉法より抜粋

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

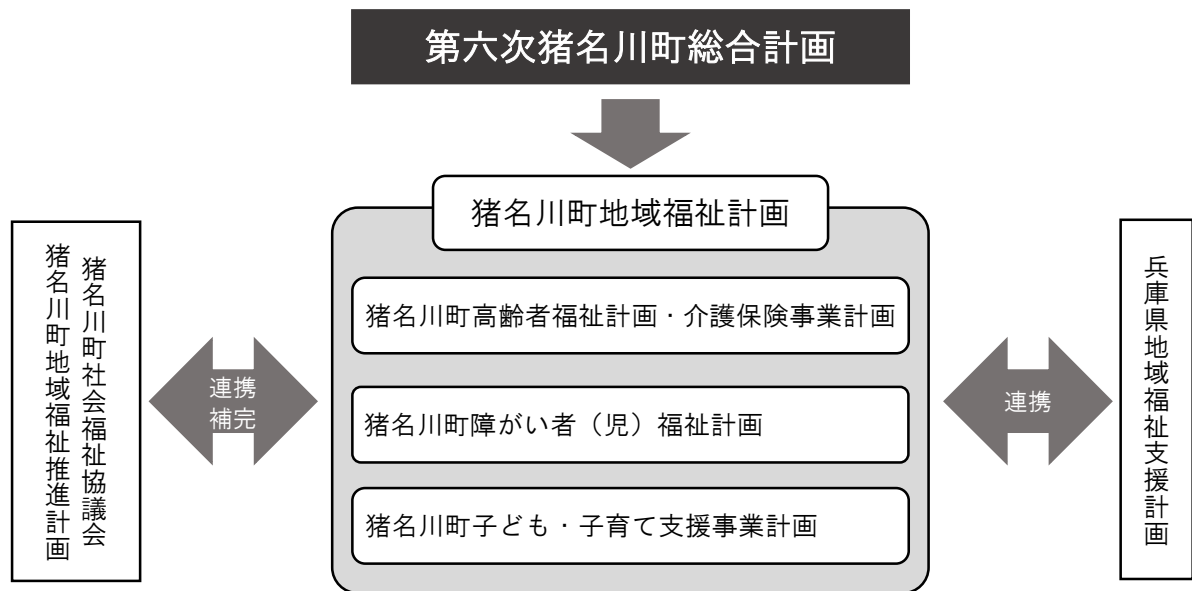
2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

【計画の位置づけ】



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を目標年度とする5か年計画とします。

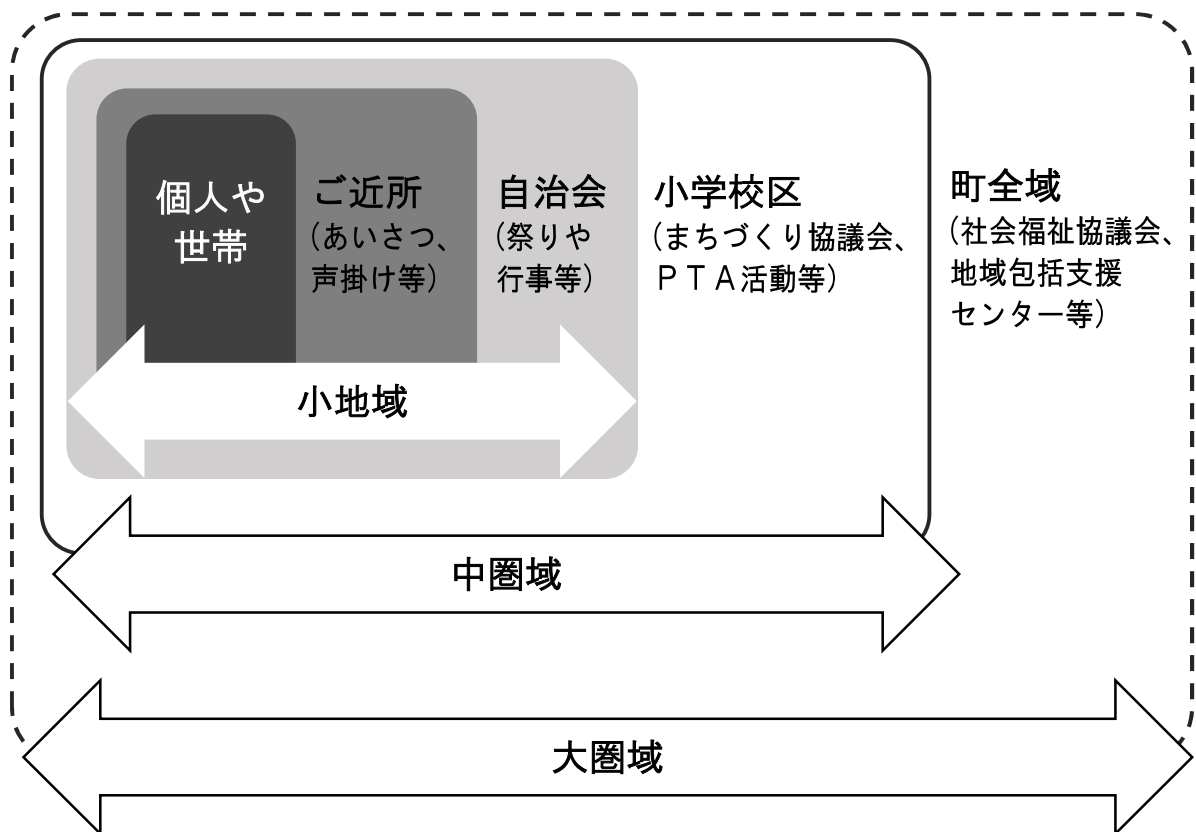
なお、社会情勢の変化や関連諸計画との整合性を図りつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
地域福祉計画	第 1 次計画					第 2 次計画					第 3 次計画				

4. 地域のとらえ方

本計画における地域の考え方は、計画に包含される他の計画との整合や福祉以外の分野における団体等との連携を図る観点から、「大圏域」（町全域）を示し、従来から住民参加による地域福祉の中心的推進役であるまちづくり協議会、PTA活動等の活動区域を「中圏域」、防災や見守りなど地域に根ざした身近な活動区域を「小地域」として活動地域をとらえることとします。

【地域のとらえ方のイメージ】



5. 計画の推進及び進行管理・評価

(1) 住民、事業者、行政の協働*による地域福祉の推進

地域福祉の推進には協働のまちづくりが重要です。そのために、住民、自治会、民生委員・児童委員*、福祉委員*、ボランティア団体、NPO法人、まちづくり協議会、社会福祉協議会*等の地域福祉の担い手をはじめ、農協、生協や民間企業等と行政が一体となり、取り組むことのできるネットワークづくりを推進します。

さらに、地域福祉を推進するため、住民ニーズや地域福祉の現状把握に努めるとともに、地域住民等の意見を反映しながら、計画の着実な推進を図ります。

主体	主な役割・取り組み
個人や世帯、ご近所	あいさつ、見守り、地域活動への参加 など
自治会	見守り、居場所づくり、環境美化、防災、防犯、行事や祭り など
地域における各種団体 (まちづくり協議会、 ボランティア、NPO等)	各種団体によるさまざまな地域福祉活動 各種団体との連携、地域の課題を共有 など
福祉関連事業所や専門機関	専門機能を活かした地域での福祉活動の展開 各種団体や地域住民と連携 など
民生委員・児童委員	各種団体や地域住民と連携した福祉活動の展開 福祉サービスの情報提供や生活相談・助言 など
福祉委員	地域での見守り、声掛け活動、福祉活動への参画・協力 自治会長や民生委員・児童委員等との連携 など
社会福祉協議会	地域福祉活動の実践、サロン活動、見守りネットワーク活動等の 推進・調整役 社会福祉事業の企画・実施、参加への支援 など
猪名川町	猪名川町地域福祉計画の推進・調整役 社会福祉協議会の活動を支援 各種団体の支援、関係機関との連携 など

(2) 計画の進行管理・評価

本計画の推進は、各分野の横断的な連携が必要なことから、総合計画や各関連計画に照らし合わせ、適切な事業展開が行われているか、その進行管理に努めます。

また、計画に基づく事業の点検評価を行い、毎年度、進捗状況を把握し、猪名川町社会福祉審議会において報告を行います。

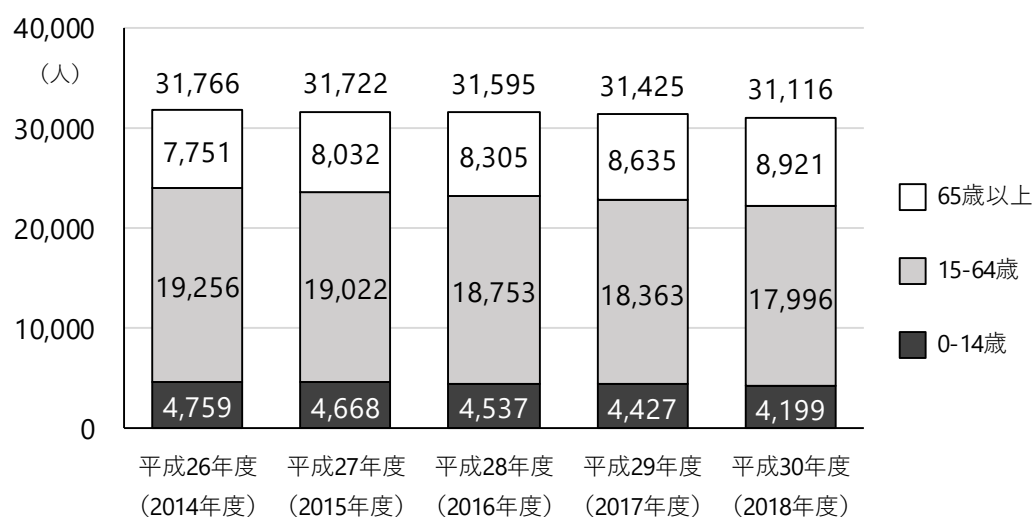
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 統計データからみる猪名川町の現状

(1) 総人口の推移

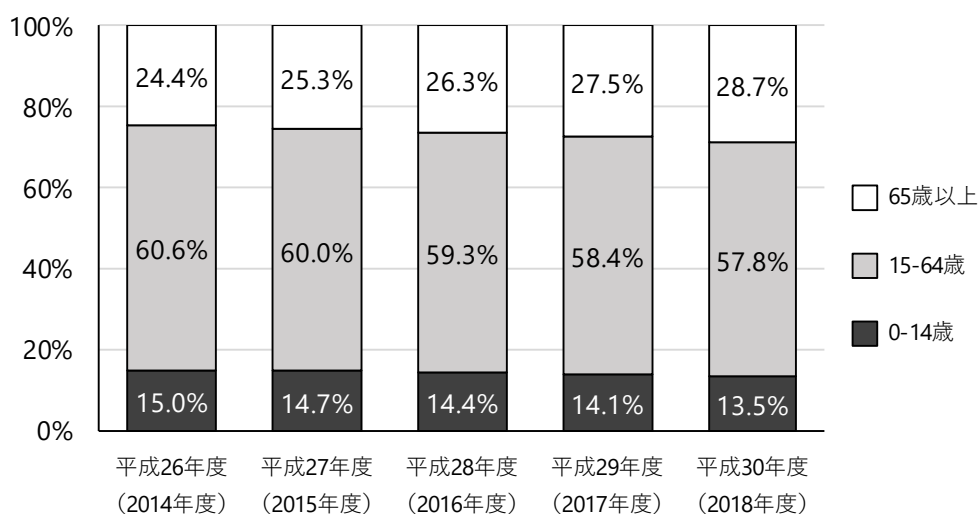
- 人口は年々減少しており、平成26年度（2014年度）の31,766人から、平成30年度（2018年度）では31,116人となっています。
- 年少人口（0-14歳）と生産年齢人口（15-64歳）が年々減少している一方で、高齢者人口（65歳以上）が増加しており、少子高齢化が進んでいます。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



資料：猪名川町（年齢別人口一覧表）
※各年度3月末現在、外国人口含む

【総人口と年齢3区分別人口割合の推移】

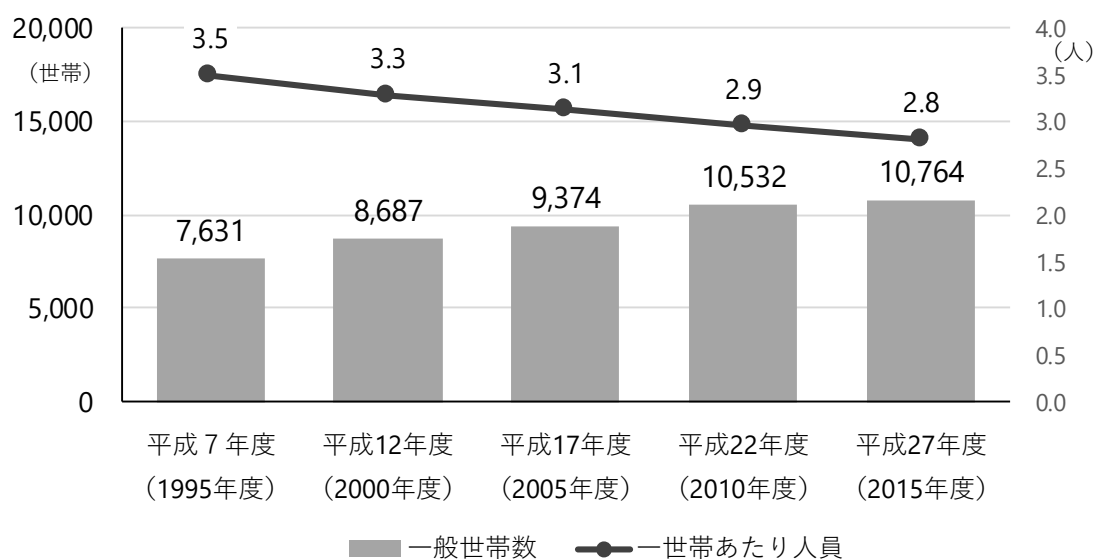


資料：猪名川町（年齢別人口一覧表）
※各年度3月末現在、外国人口含む

(2) 世帯の状況

- 人口が減少する一方で一般世帯数は増加しており、一世帯あたりの人員数が減少しています。
- 世帯構成をみると、三世代世帯は減少している一方で、単独世帯は増加しています。
- 高齢者のみの世帯は増加しており、平成7年度（1995年度）から平成27年度（2015年度）にかけて、65歳以上単独世帯及び高齢者夫婦のみ世帯は約4倍となっています。

【一般世帯数と一世帯あたり人員の推移】



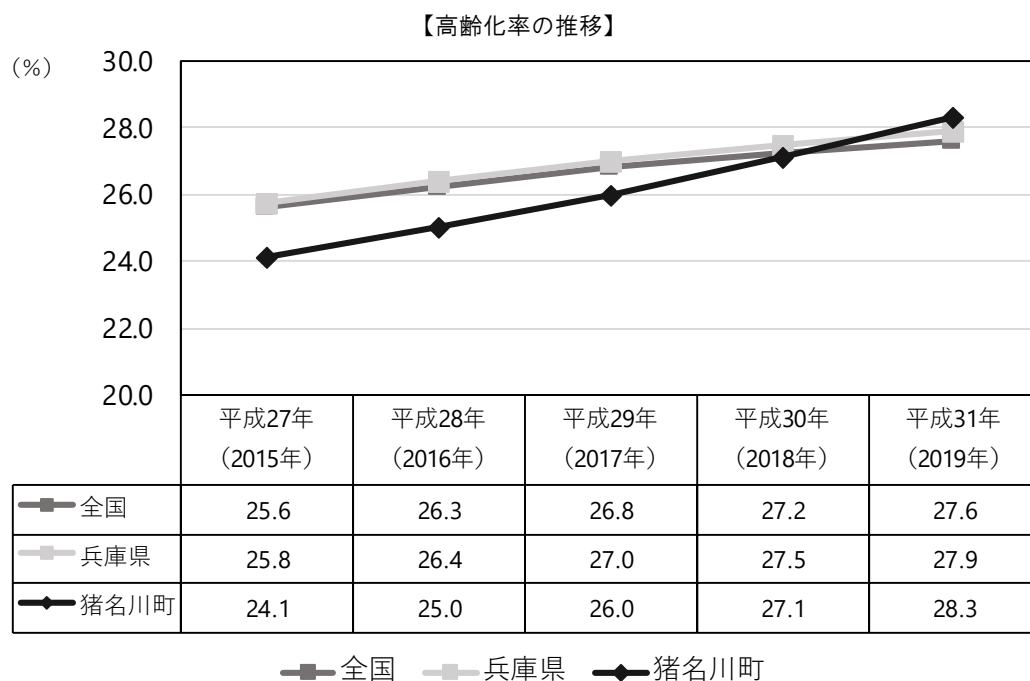
【世帯構成の推移】

	平成7年度 (1995年度)	平成12年度 (2000年度)	平成17年度 (2005年度)	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)
65歳以上の親族が いる一般世帯	2,195	2,692	3,104	4,013	4,936
6歳未満の親族が いる一般世帯	1,282	1,175	1,208	1,349	1,029
三世代世帯	-	1,047	910	767	634
単独世帯	545	756	815	1,198	1,492
65歳以上単独世帯	234	356	385	636	905
高齢者夫婦世帯	455	648	915	1,449	1,965
母子世帯	41	60	67	94	115
父子世帯	15	22	19	9	18

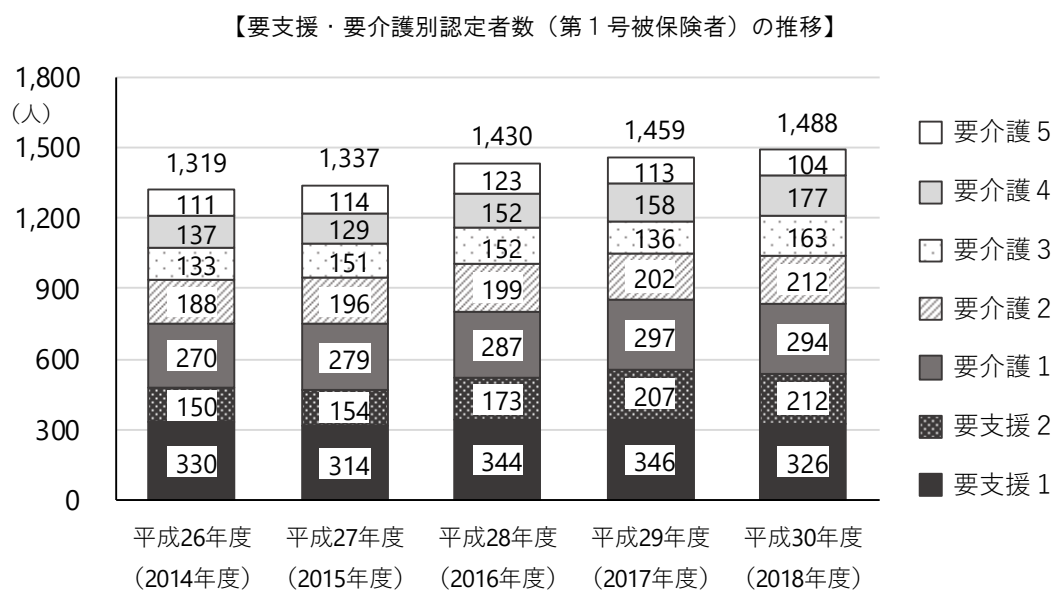
資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

- 高齢化率は年々上昇しており、平成27年(2015年)の24.1%は全国、兵庫県を下回っていましたが、平成31年(2019年)には28.3%と全国、兵庫県を上回っています。
- 要支援・要介護別認定者数は年々増加傾向にあります。



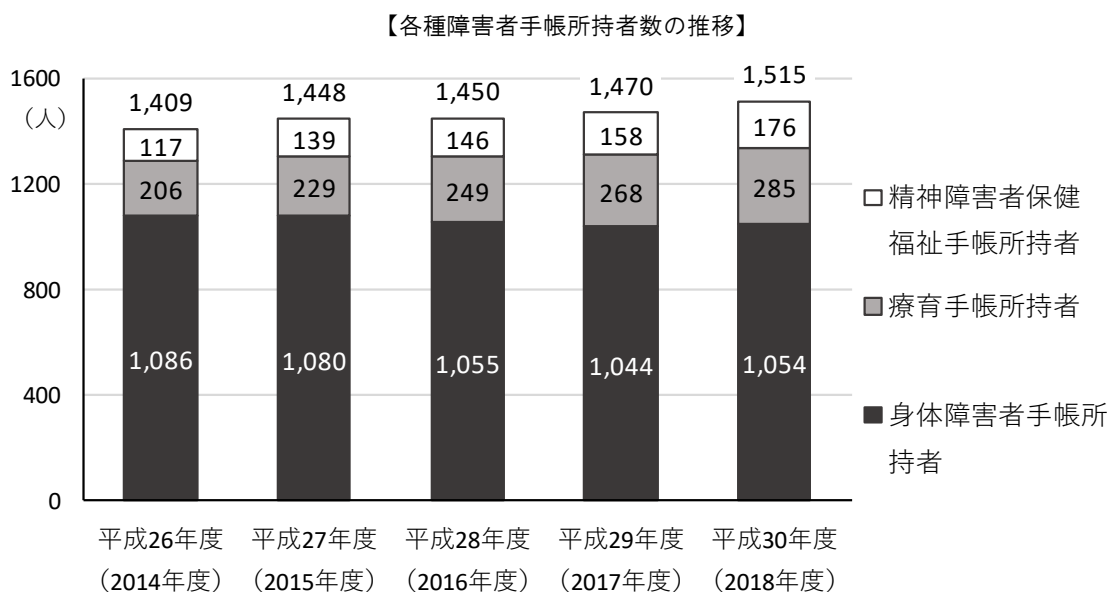
資料：総務省 住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）
※各年1月1日現在



資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告
※各年度3月末現在

(4) 障がいのある人の状況

- 平成 26 年度（2014 年度）から平成 30 年度（2018 年度）にかけて、身体障害者手帳所持者は横ばい傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者は増加傾向にあります。



資料：猪名川町
※各年度3月末現在

(5) 生活保護の状況

- 生活保護世帯数、生活保護人員は平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）にかけて減少しています。

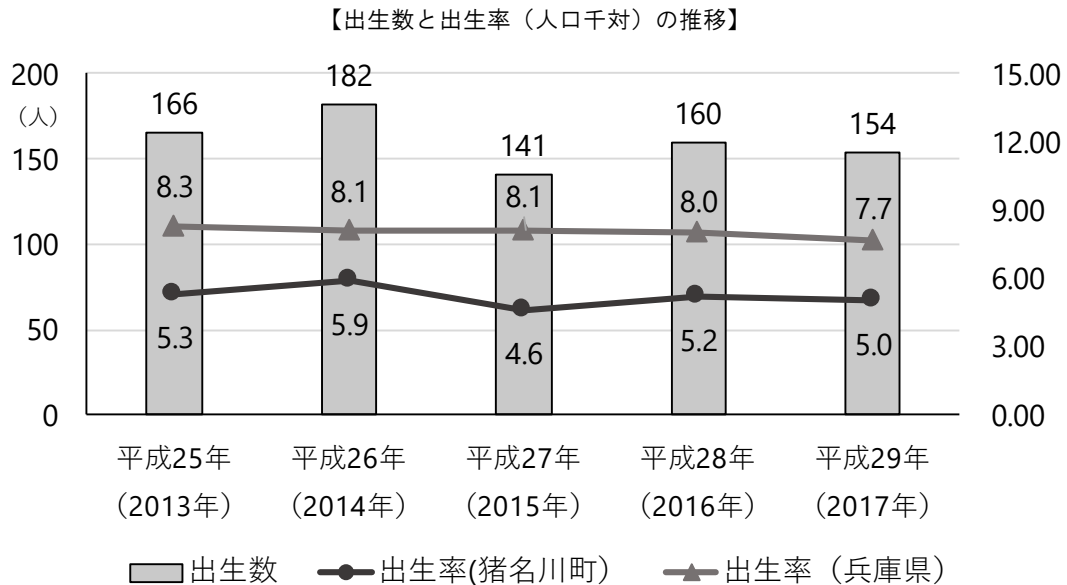
【生活保護世帯・保護人員（1 か月当たり）の推移】

		平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
猪名川町	生活保護世帯数 (世帯)	31	30	27	27	25
	保護人員 (人)	45	46	48	45	37
	保護率 (‰)	1.4	1.5	1.6	1.5	1.2
兵庫県	保護率 (‰)	19.4	19.5	19.4	19.3	19.3

資料：兵庫県「兵庫県統計書」
※各年度 10 月時点の数値であり、被保護世帯数、被保護人員は停止中を含む。
保護率は各年度 10 月 1 日現在の推計人口に基づき算出。

(6) 子どもの状況

- 出生数と出生率（人口千対）は、平成 25 年（2013 年）から平成 29 年（2017 年）にかけて減少しています。



(7) 防災の状況

- 避難行動要支援者*名簿登録者数は年々増加しており、平成 30 年度（2018 年度）には 3,124 人となっています。
- 自主防災組織*数は平成 26 年度（2014 年度）から 49 団体を維持しています。

【災害時要援護者名簿・避難行動要支援者名簿登録者数の推移】

(人)

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
災害時要援護者 名簿登録者数	615 (H27.3 月末)	-	-	-	-
避難行動要支援 者名簿登録者数	-	2,442 (H27.10 月末)	2,909 (H28.12 月末)	3,051 (H29.12 月末)	3,124 (H30.8 月末)

資料：猪名川町

【自主防災組織数の推移】

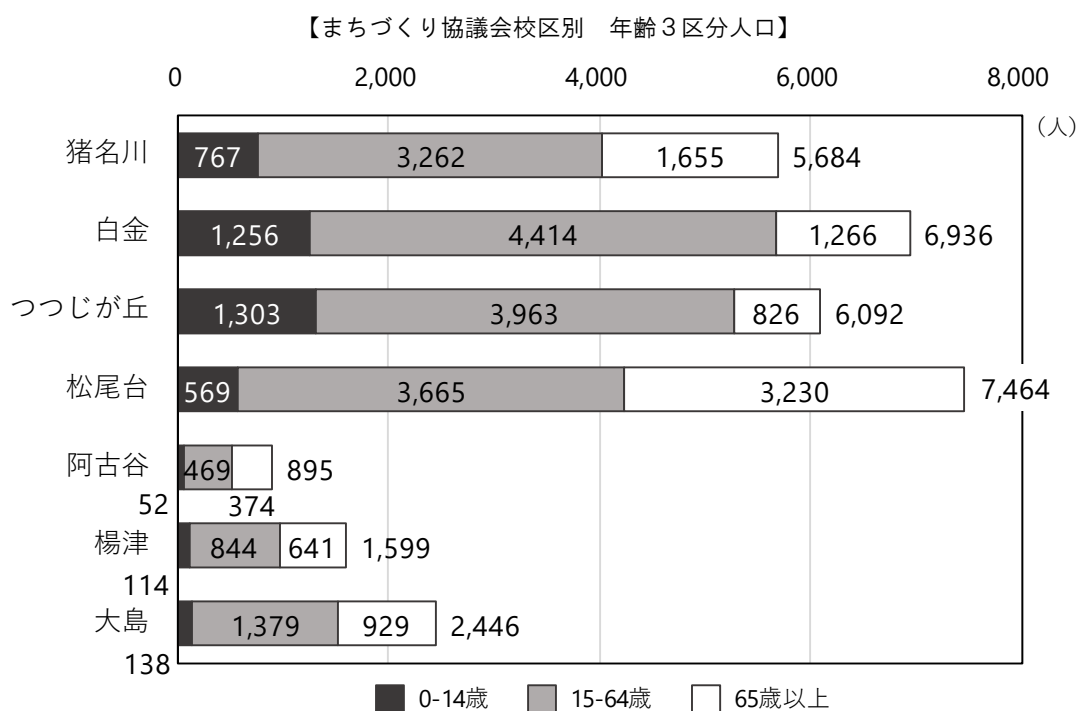
(団体)

	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
自主防災組織数	49	49	49	49	49

資料：猪名川町
 ※各年度 4 月現在

(8) 各まちづくり協議会校区の状況

- まちづくり協議会校区別に人口をみると、松尾台が7,464人で最も多く、白金が6,936人、つつじが丘が6,092人と続いています。
- 人口の推移をみると平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)にかけて、つつじが丘では人口が増加しています。白金では平成28年度(2016年度)まで増加傾向にありますが、平成29年度(2017年度)以降減少しています。その他の地域はいずれも減少しています。



【まちづくり協議会校区別 人口の推移】

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
猪名川	5,743	5,739	5,724	5,761	5,684
白金	6,875	6,947	6,991	6,982	6,936
つつじが丘	5,890	5,956	6,001	6,034	6,092
松尾台	7,845	7,755	7,681	7,577	7,464
阿古谷	973	953	940	913	895
楊津	1,793	1,739	1,682	1,648	1,599
大島	2,647	2,633	2,576	2,510	2,446

資料：猪名川町（高齢者比率・自治会別年齢別人口）をもとに算出
※各年度3月末現在

(9) 地域活動の担い手の状況

- 地域活動の担い手の状況をみると、老人クラブ会員数、自治会加入世帯数は、いずれも平成 26 年度（2014 年度）から平成 30 年度（2018 年度）にかけて減少しています。
- 認知症サポーター*養成数については、平成 26 年度（2014 年度）から平成 30 年度（2018 年度）にかけて約 1.4 倍増加しています。
- サロン数、サロン参加者数については、平成 29 年度（2017 年度）から平成 30 年度（2018 年度）にかけて増加しており、サロン参加者数は 2 倍以上の増加となっています。

【地域活動の担い手の状況】

		平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
民生委員・ 児童委員	委員数（人）	62	61	61	62	62
老人クラブ	団体数	40	39	39	38	38
	会員数（人）	1,909	1,851	1,856	1,842	1,798
認知症 サポーター	サポーター養成数 （人）	458	387	540	454	654
自治会	自治会数	49	49	49	49	49
	加入世帯数	9,974	9,736	9,959	9,852	9,664
子ども会	団体数	28	28	28	27	25
	安全会加入者数 （人）	363	350	366	332	332
サロン	サロン数	-	-	-	10	14
	参加者数（人）	-	-	-	208	442
ボランティア	登録団体数	8	8	8	8	8
	団体登録人数（人）	131	132	144	143	142
	活動延べ人数（人）	2,147	2,162	2,007	1,995	2,228

資料：猪名川町社会福祉協議会（民生委員・児童委員）各年度 4 月 1 日
猪名川町社会福祉協議会（認知症サポーター、サロン、ボランティア）各年度 3 月末
猪名川町（老人クラブ）各年度 4 月 1 日
猪名川町（自治会、子ども会）各年度 3 月末

2. アンケート調査結果からみる猪名川町の現状

第3次計画策定を目的にアンケート調査を行いました。詳細な結果は、アンケート調査結果報告書をご覧ください。

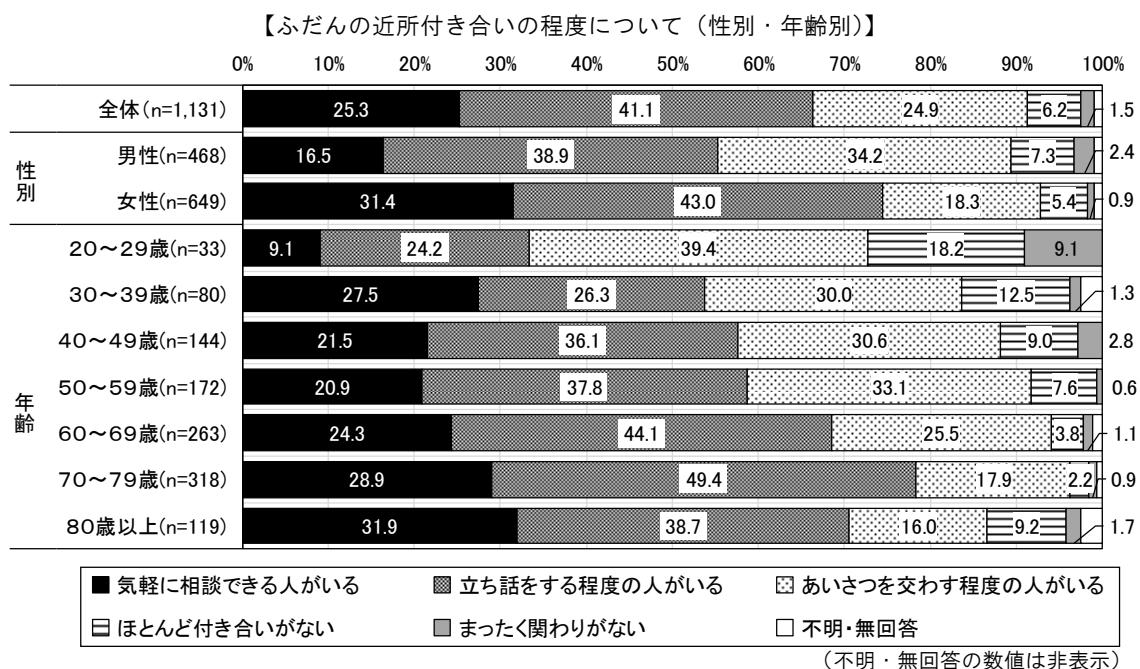
(1) 住民対象調査の結果

【調査の概要】

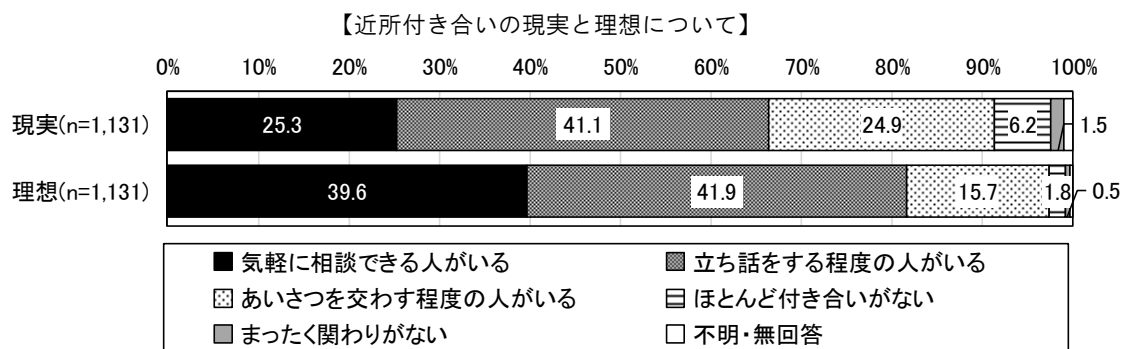
調査対象	猪名川町在住の20歳以上の住民3,000人（無作為抽出）		
調査の目的	● 住民の抱える生活・福祉課題の把握 ● 住民の地域・福祉との関わりや意識・ニーズ、今後の関与意向等の把握		
調査方法	郵送による配布・回収（令和元年7月22日～8月7日）		
配布・回収状況	配布数：3,000件	有効回収数：1,131件	有効回収率：37.7%

住んでいる地域や近所付き合い等について

- 親密な近所付き合い（「気軽に相談できる人がいる」または「立ち話をする程度の人がある」）をしている人が6割以上となっており、ほとんど付き合いがない人やまったく関わりがない人は全体の1割以下となっています。（問9）
- 高齢世代では若い世代にくらべて親密な近所付き合いをしている人が多くなっています。（問9）



- ふだんの近所付き合いよりも、より親密な近所付き合いが理想とされています。（問9,問11）

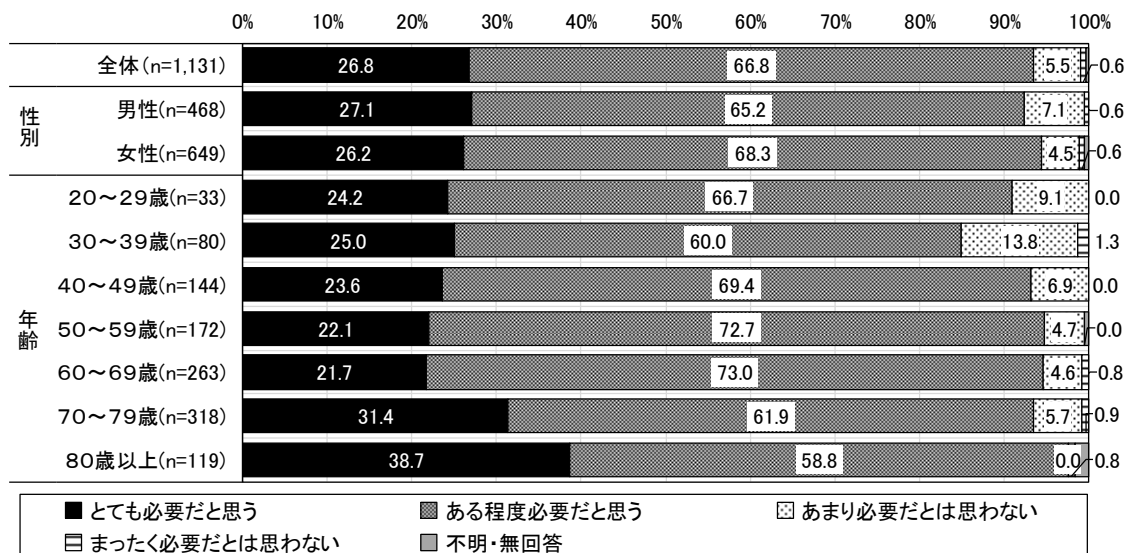


住民同士の自主的な助け合いについて

■ 住民同士の自主的な助け合いが必要だと思う人（「とても必要だと思う」または「ある程度必要だと思う」）は全体の9割以上となっています。（問12）

■ いずれの世代においても、住民同士の自主的な助け合いが必要だと思う割合は8割以上となっています。（問12）

【住民同士の自主的な助け合いが必要だと思う割合について（性別・年齢別）】



■ 現在はほとんど近所付き合いがない人でも7割以上が、まったく関わりがない人でも6割以上が、住民同士の自主的な助け合いは必要であると考えています。（問9×問12）

【住民同士の自主的な助け合いが必要だと思う割合（現在の近所付き合い別）】

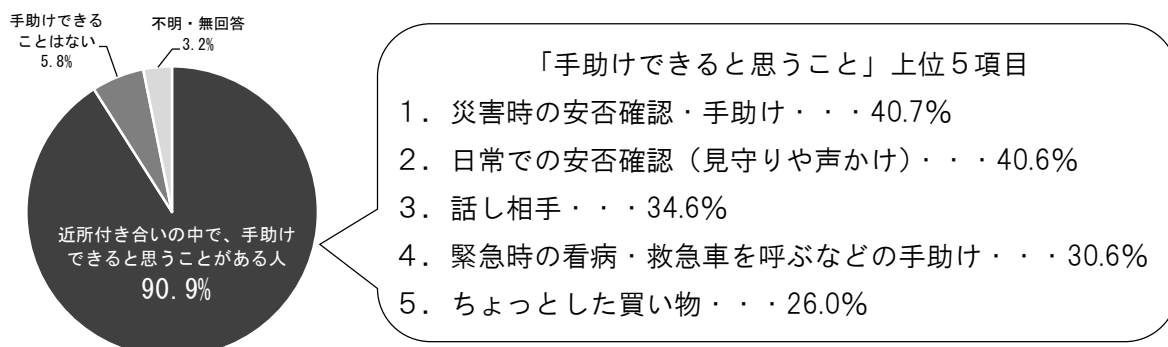
(%)

	合計	とても必要 だと思う	ある程度 必要だと思う	あまり必要だ とは思わない	まったく必要 だとは思わない	不明・無回答
全体	1,131	26.8	66.8	5.5	0.6	0.4
近所付き合いの程度						
気軽に相談できる人がいる	286	52.4	46.5	0.7	0.0	0.3
立ち話をする程度の人がいる	465	23.9	72.9	3.0	0.2	0.0
あいさつを交わす程度の人がいる	282	11.0	78.7	9.6	0.7	0.0
ほとんど付き合いがない	70	5.7	68.6	21.4	2.9	1.4
まったく関わりがない	17	17.6	47.1	23.5	11.8	0.0

■ 近所付き合いのなかで何らかの手助けしてほしいと思うことがある人は、全体の90.5%となっています。（問13）

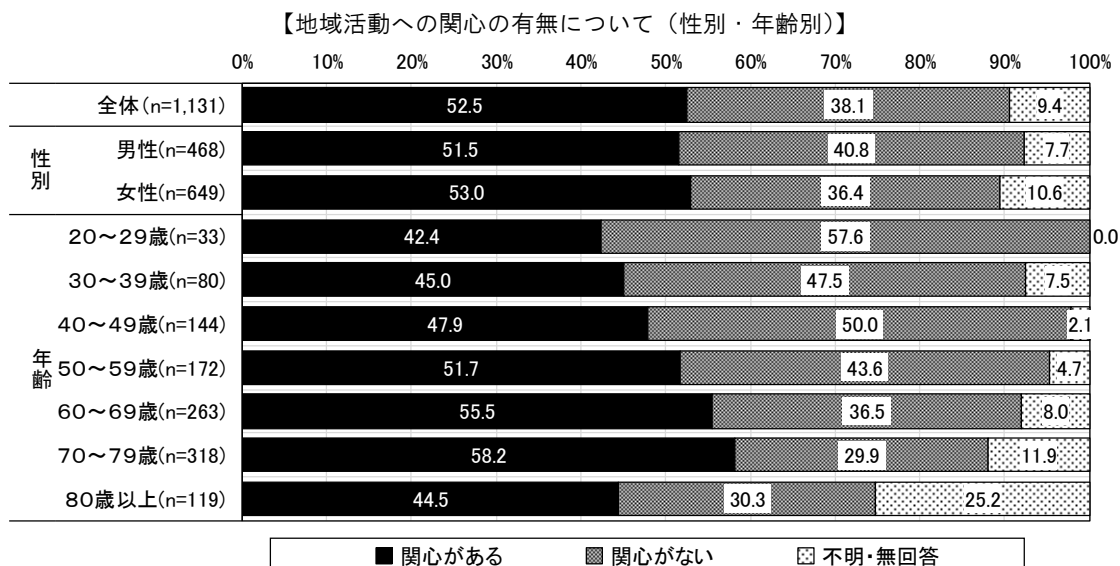
■ 今後、近所付き合いのなかで手助けができると思うことがある人は、全体の90.9%となっています。（問14）

【近所付き合いのなかで手助けできると思うことがある人の割合とその内容】

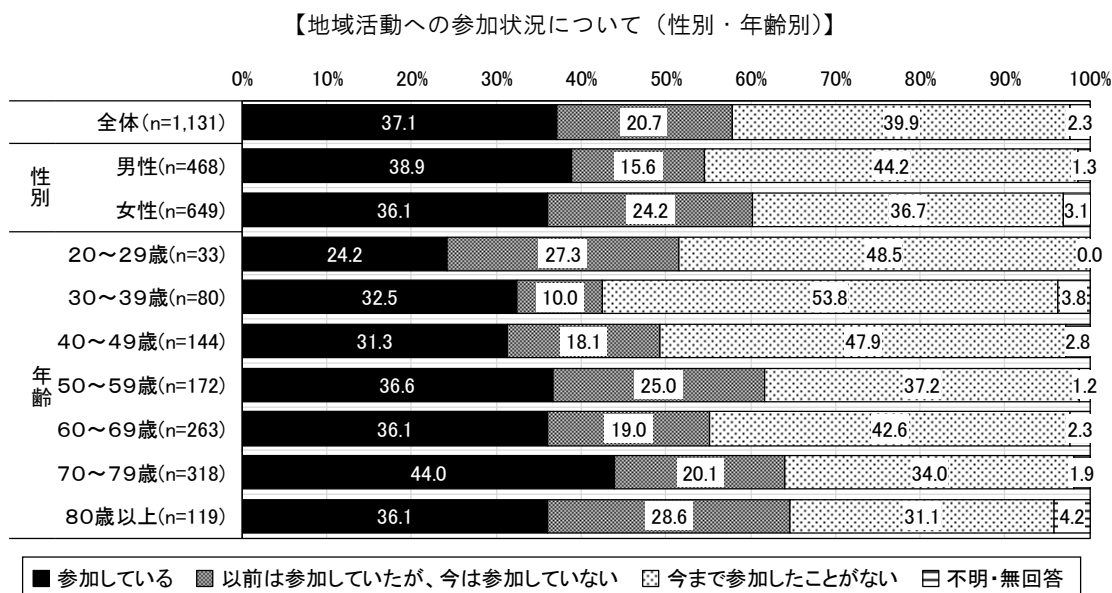


地域での活動などについて

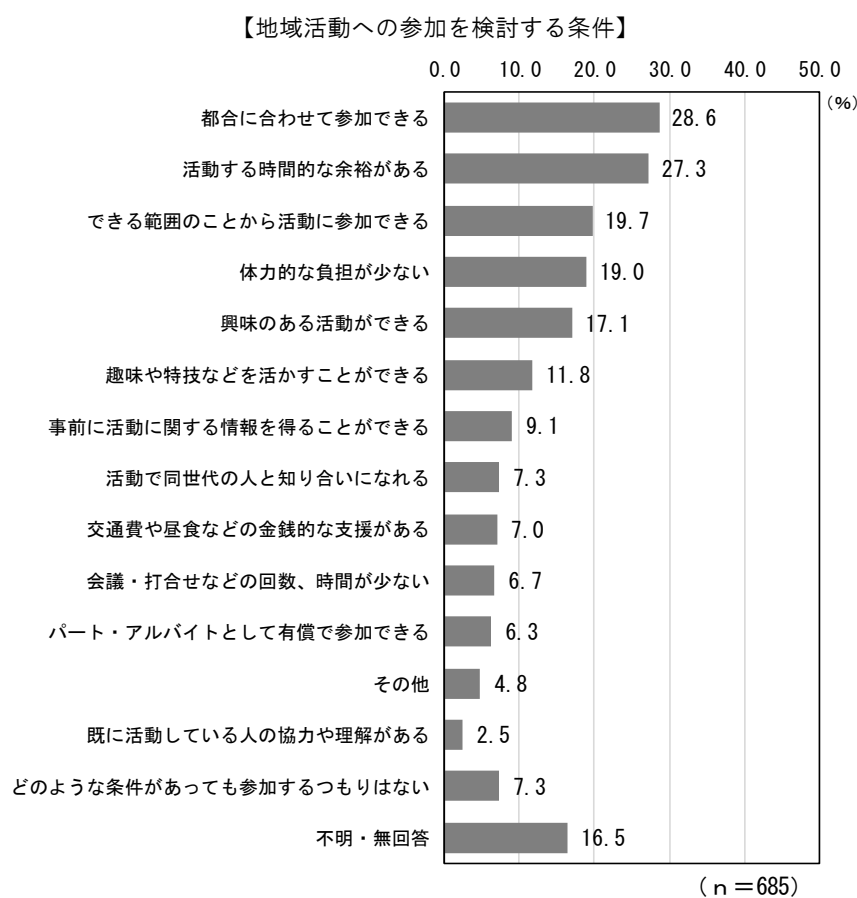
- 地域活動へ関心を持っている人の割合は全体の 52.5%となっています。(問 18-①)
- 関心を持っている人の割合は 70 歳代が最も多くなっています。70 歳代までは年代が上がるごとに関心がある割合が高くなり、80 歳以上では低下しています。(問 18-①)



- 地域活動へ現在参加している人の割合は全体の 37.1%となっています。(問 18-②)
- 地域活動へ現在参加している人の割合は 70 歳代が最も多くなっています。今まで参加したことがない人の割合は 30 歳代が最も多く、過半数以上を占めています。(問 18-②)



- 現在地域活動に参加している住民が、地域活動に参加して負担に感じることは、「時間がとられる」が39.5%で最も多く、「特にない」(32.4%)、「身体的な負担が大きい」(18.8%)がつづいています。(問 18-3)



- 現在地域活動に参加していない人（「以前は参加していたが、今は参加していない」または「今まで参加したことがない」）の参加の条件としては、「都合に合わせて参加できる」と「活動する時間的な余裕がある」が多くなっています。

(問 18-5)

- 現在地域活動に参加していない人の中で、どのような条件があっても参加するつもりはない人の割合は1割以下、条件さえ整えば参加する可能性が高まる人※は7割以上となっています。(問 18-5)

※現在地域活動に参加していない人（685人）のうち、「どのような条件があっても参加するつもりはない」「不明・無回答」以外を回答した人の割合。

- 今後、地域活動やボランティア・NPO 活動等に参加（継続）したいと思うかについて、参加（継続）したいと思っている人の割合は全体の 37.5%となっています。（問 19）
- 以前は参加していたが今は参加していない人、今まで参加したことがない人の中で、今後参加したいと思っている人はそれぞれ 2 割程度となっています。（問 18-②×問 19）

【今後の参加意向（現在の地域活動への参加状況別）】

(%)

	合計	参加（継続）したい	参加（継続）したくない	参加（継続）したいが、できない	不明・無回答
全体	1,131	37.5	25.6	30.9	6.0
参加している	420	67.9	12.1	15.5	4.5
以前は参加していたが、今は参加していない	234	19.2	28.2	47.9	4.7
今まで参加したことがない	451	20.6	36.4	37.0	6.0

地域福祉に関する制度・機関等について

- 猪名川町社会福祉協議会について、活動内容まで知っている人は全体の 21.4%となっており、若い世代ほど割合が低くなっています。（問 20）
- 民生委員・児童委員について、相談をしたことがある、または自分の地域の民生委員・児童委員が誰か知っている人は全体の 37.1%となっており、若い世代ほど割合が低くなっています。（問 21）
- 福祉委員について、活動内容まで知っている人は全体の 13.2%となっており、若い世代ほど割合が低くなっています。（問 22）
- 成年後見制度*について、内容まで知っている人は全体の 3 割程度となっており、65 歳以上の方や介護を必要とする方、障がいのある方と同居している世帯でも 4 割以下となっています。（問 23-①）

【成年後見制度の認知状況（同居家族別）】

(%)

		合計	内容まで 知っている	名前は知って いるが、内容は 知らない	知らない	不明・無回答
全体		1,131	33.8	41.6	22.2	2.4
同居家族	65歳以上の方	501	33.5	45.1	18.8	2.6
	介護を必要とする方	84	32.1	41.7	23.8	2.4
	障がいのある方	103	37.9	35.9	22.3	3.9

- 日常生活自立支援事業*（地域福祉権利擁護事業）について、内容まで知っている人は全体の 1 割となっており、65 歳以上の方や介護を必要とする方、障がいのある方と同居している世帯でも 2 割以下となっています。（問 23-②）

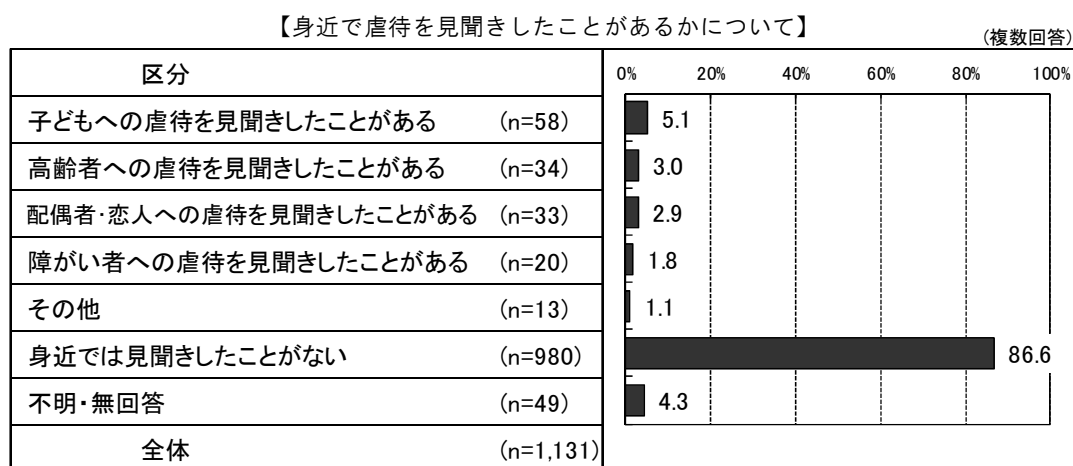
【日常生活自立支援事業の認知状況（同居家族別）】

(%)

		合計	内容まで 知っている	名前は知って いるが、内容は 知らない	知らない	不明・無回答
全体		1,131	10.3	38.5	47.0	4.1
同居家族	65歳以上の方	501	11.0	41.1	43.1	4.8
	介護を必要とする方	84	15.5	31.0	46.4	7.1
	障がいのある方	103	18.4	33.0	41.7	6.8

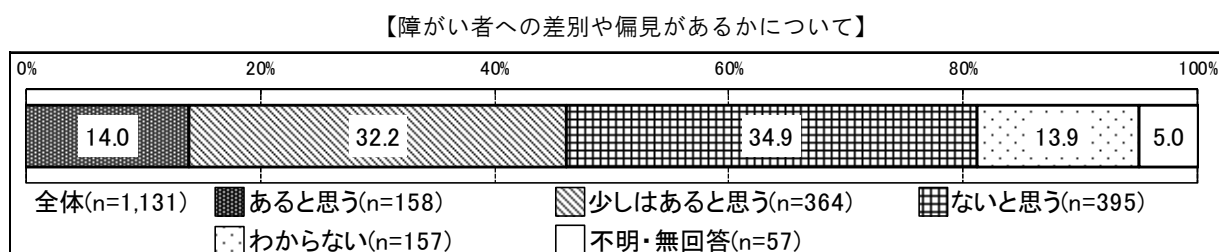
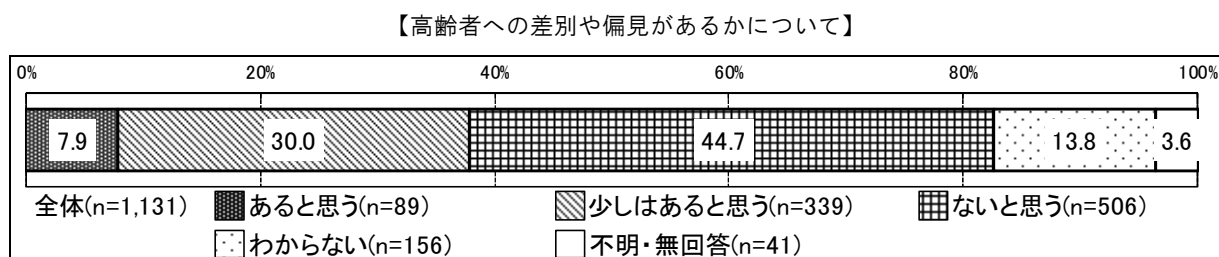
地域の抱える課題について

- 身近で虐待*について見聞きしたことがあるかについて、何らかの虐待を見聞きしたことがある人※は全体の9.0%となっています。(問24)
- 身近で虐待について見聞きしたことがある人(102人)のうち、見聞きした時の対応として、「どこに通報もしくは連絡・相談すればよいかわからなかったので、何もしなかった」が15.7%となっています。(問24-1)



※全体(1,131人)のうち、「身近では見聞きしたことがない」「不明・無回答」以外を回答した人の割合。

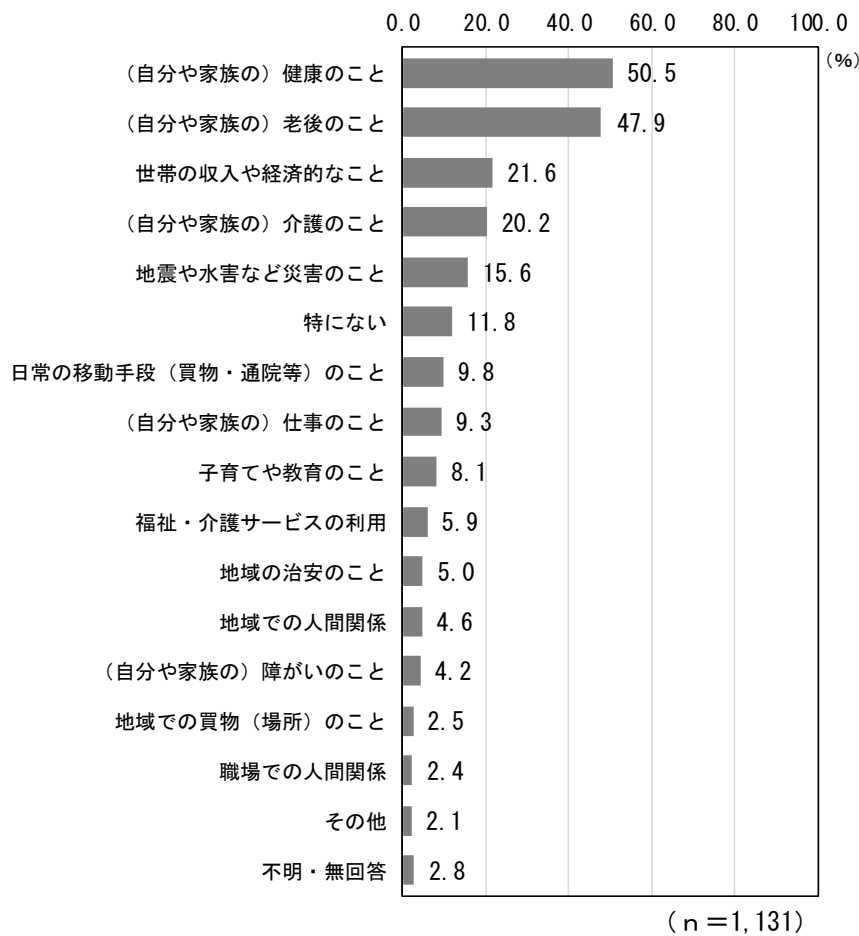
- ふだんの生活の中で、高齢者への差別や偏見があると思う人(「あると思う」または「少しはあると思う」)は37.9%となっています。(問26-①)
- ふだんの生活の中で、障がい者への差別や偏見があると思う人(「あると思う」または「少しはあると思う」)は46.2%となっています。(問26-②)



日常生活での不安・悩み、情報の入手について

- 日常生活で感じている不安や悩みについては、「健康のこと」と「老後のこと」が多くなっています。(問 27)
- 30 歳代、40 歳代では「子育てや教育のこと」が、70 歳代、80 歳以上では「日常の移動手段（買物・通院等）のこと」が他の世代にくらべて多くなっています。(問 27)

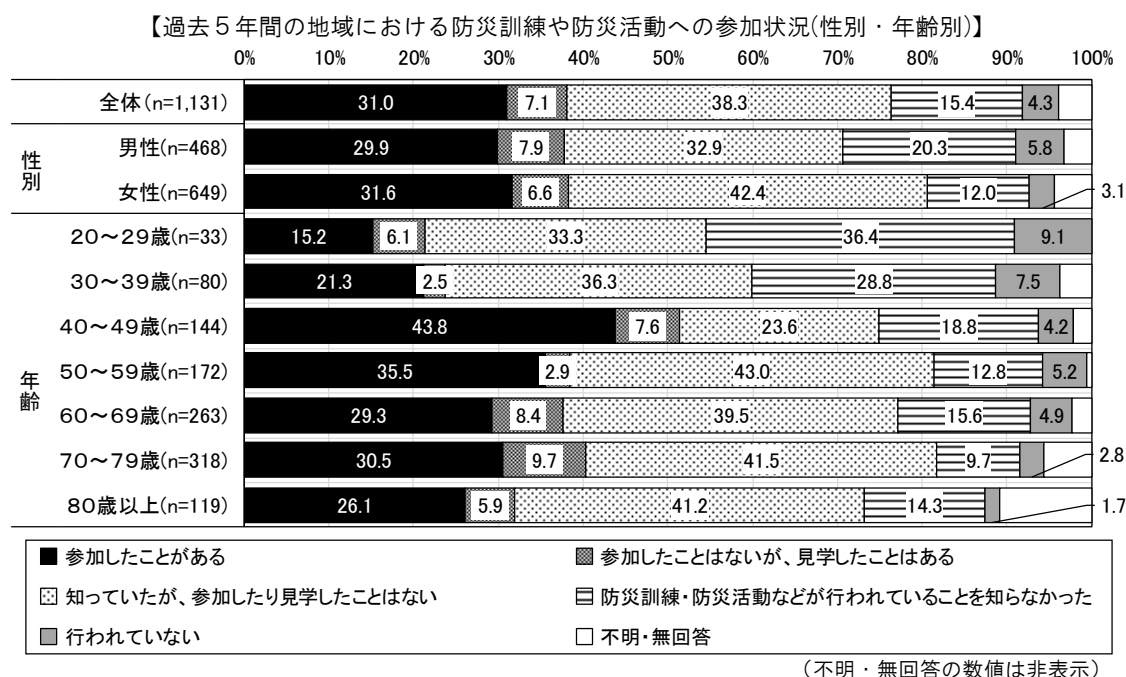
【日常生活での不安や悩みについて】



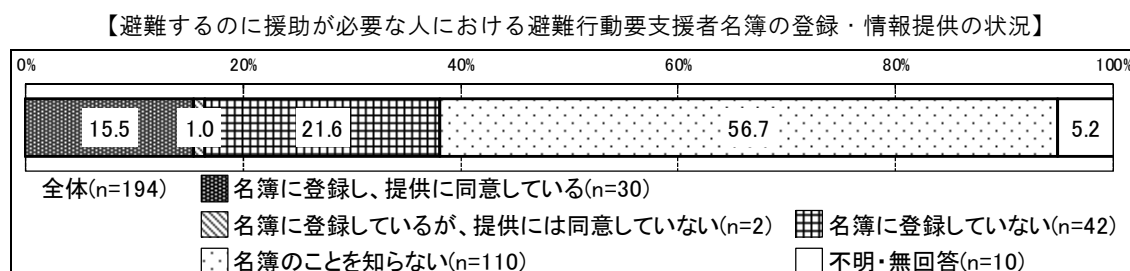
- 不安や悩みごとがあるときの相談先については、「家族・親族」(85.6%)と「友人・知人」(49.2%)が多く、「誰にも相談するつもりはない」は2.1%、「相談する人がいない・相談先を知らない」は1.6%となっています。(問 28)

緊急時・災害時の対応について

- 地震や水害などの災害時の対策について不安を感じることで、全体では「水や食料の不足」が55.2%で最も多く、「家屋の損壊」(49.0%)、「救急医療体制の確保」(30.8%)が続いています。(問30)
- 子どもがいる世帯では「職場・学校などからの帰宅手段」が多く、65歳以上の方や介護を必要とする方、障がいのある方がいる世帯では「避難場所や避難経路について」が多くなっています。(問30)
- 過去5年間で、地域における防災訓練や防災活動に参加したことがあるかについて、参加したことがある人は全体の31.0%となっています。(問31)



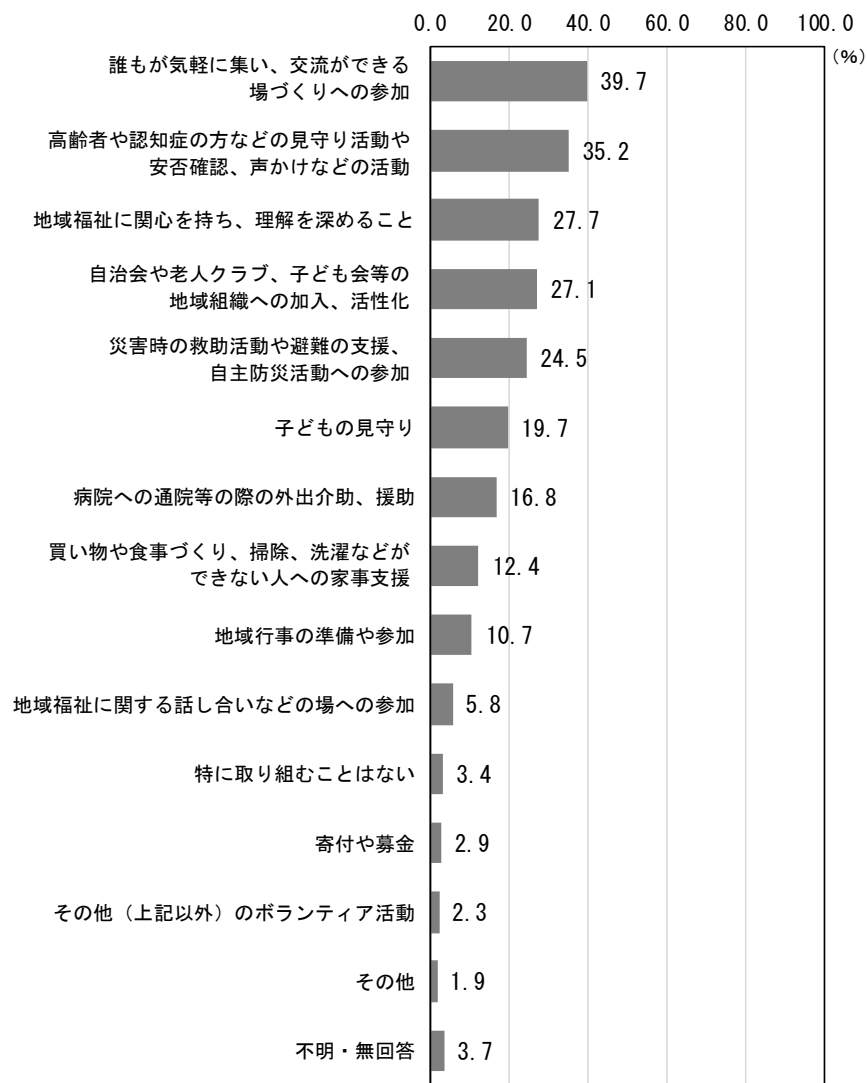
- 地震や水害などの災害が起こったとき、避難するのに援助が必要な人は全体の17.2%となっています。(問32)
- 80歳以上や介護を必要とする方、障がいのある方がいる世帯では、避難するのに援助が必要な人が多くなっています。(問32)
- 避難するのに援助が必要な人(194人)のうち、避難時に頼ることができる人がいる人は52.1%、いない人は16.5%、わからない人は26.3%となっています。(問32-1)
- 避難するのに援助が必要な人(194人)のうち、過半数以上が避難行動要支援者名簿のことを知らない状況となっています。(問32-3)



今後の地域福祉の推進について

- 今後、地域福祉を推進していくために地域住民が取り組むことが望ましい活動としては、「誰もが気軽に集い、交流ができる場づくりへの参加」が 39.7%で最も多く、「高齢者や認知症*の方などの見守り活動や安否確認、声かけなどの活動」(35.2%)、「地域福祉に関心を持ち、理解を深めること」(27.7%)が続いています。(問 33)

【今後地域福祉を推進していくために地域住民が取り組むことが望ましい活動】



(n=1,131)

- 今後、地域福祉を推進していくために町（行政）が率先して取り組むべきことについては、「何らかの援助が必要になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が 39.1%で最も多く、「身近なところでの相談窓口の充実」(28.6%)、「地域活動の担い手が活動しやすい環境づくり」(24.0%)が続いています。(問 34)

(2) 地域活動の担い手対象調査の結果

【調査の概要】

調査対象	猪名川町で活動する民生委員・児童委員、福祉委員、自治会長			
調査の目的	● 活動状況の把握 ● 活動者からみた住民・当事者、地域の抱える生活・福祉課題の把握 ● 関係機関・団体、専門職等との連携状況の把握 ● 活動にあたっての不安や悩み、ニーズの把握			
調査方法	民生委員・児童委員は定例会での配布・回収（令和元年8月6日） 福祉委員、自治会長は郵送での配布・回収（令和元年7月22日～8月5日）			
配布・回収状況	民生委員・児童委員	対象数：62件	有効回収数：43件	有効回収率：69.4%
	福祉委員	対象数：111件	有効回収数：66件	有効回収率：59.5%
	自治会長	対象数：49件	有効回収数：39件	有効回収率：79.6%

活動の状況について

【民生委員・児童委員】

- 「高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立*防止（見守り活動）」、「地域で支援を必要としている人の把握や関係機関との連携」は現在対応することが多く、かつ、今後に対応が必要な活動となっています。（問4）
- 「認知症の方やその家族への支援」「ひきこもり*の人の社会復帰への支援」「地域住民の支え合いに向けた意識づくり」「地域福祉の担い手の確保と育成」は、現在対応している割合を、今後対応が必要と感じる割合が大きく上回っており、新たに対応の充実などが必要となる活動と考えられます。（問4,5）

【福祉委員】

- 現在対応することが多い活動では「サロンなどの地域で集える場づくり」が最も多くなっています。（問4）
- 「高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立防止（見守り活動）」「認知症の方やその家族への支援」「ひきこもりの人の社会復帰への支援」「災害時の避難等に関する支援」「地域で支援を必要としている人の把握や関係機関との連携」「子育て世帯への支援」「地域住民の支え合いに向けた意識づくり」「支援が必要な人と専門機関とのつなぎ」「地域福祉の担い手の確保と育成」は、現在対応している割合を、今後対応が必要と感じる割合が大きく上回っており、新たに対応の充実などが必要となる活動と考えられます。（問4,5）

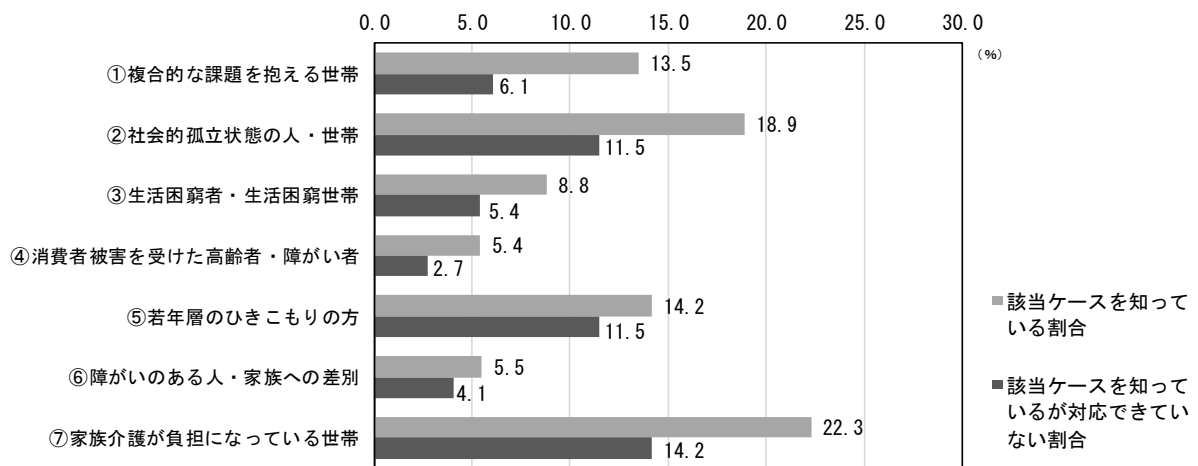
【自治会長】

- 「災害時の避難等に関する支援」は現在対応することがあり、かつ、今後に対応が必要な活動となっています。（問4）
- 「高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立防止（見守り活動）」「認知症の方やその家族への支援」「地域で支援を必要としている人の把握や関係機関との連携」「地域住民の支え合いに向けた意識づくり」は、現在対応している割合を、今後対応が必要と感じる割合が大きく上回っており、新たに対応の充実などが必要となる活動と考えられます。（問4,5）

地域の抱える課題について

- 「家族介護が負担になっている世帯」については、該当ケースを知っている割合が2割以上で最も多く、担い手別でみると、民生委員・児童委員、自治会長において該当ケースを知っている割合が多くなっています。(問6)
- 「複合的な課題を抱える世帯*」「社会的孤立状態の人・世帯」「若年層のひきこもりの方」については、該当ケースを知っている割合が1割以上となっています。(問6)
- 「社会的孤立状態の人・世帯」「若年層のひきこもりの方」「家族介護が負担になっている世帯」については、該当ケースを知っているが対応できていない割合が1割以上あり、今後特に対応を考える必要がある課題となっています。(問6)

【地域で活動するなかで、見聞きしたことや対応したことがある事から】
(全体 (n=148))



※「該当ケースを知っている割合」は、「知っており対応した」と「知っているが対応できていない」の合計

活動をするにあたっての悩みや苦労、不安について

- 「地域での住民同士のつながりが希薄化している」「住民の地域自体や地域福祉への関心・興味がなくなっている」「地域での福祉活動等を担う人材が不足している・確保できない」は、民生委員・児童委員、福祉委員、自治会長のいずれにおいても、4割以上となっており、共通して対応が必要な課題となっています。(問8)
- 民生委員・児童委員、福祉委員においては「地域で支援を必要とする人、世帯などの把握がしづらい」も5割以上で多くとなっており、地域で福祉活動を行うにあたっての課題となっています。(問8)

今後活動を充実させていくために必要な条件について

- 「行政や社協などの専門機関との連携がとりやすい相談体制の強化」「個人情報の取扱いに関する仕組みやルールの整備」「支援方法や援助技術に関する研修の充実」は、民生委員・児童委員、福祉委員、自治会長のいずれにおいても、3割から4割程度となっており、共通して対応が必要な課題となっています。(問9)

(3) 町内事業所対象調査の結果

【調査の概要】

調査対象	社会福祉法人もしくは医療法人で、猪名川町内で介護保険、障がい福祉、児童福祉関連の事業のいずれかを実施している事業所 猪名川町内で児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施している事業者
調査の目的	● 事業者からみた住民（利用者）、地域の抱える生活・福祉課題の把握 ● 関係機関・団体、専門職等との連携状況の把握 ● サービスの質の向上に向けた取り組み状況の把握 ● 事業実施にあたっての課題と解決のために必要な支援の把握
調査方法	メールまたはFAXによる配布・回収（令和元年7月31日～8月16日）
配布・回収状況	配布数：45件 有効回収数：12件 有効回収率：26.7%

住民（利用者）、地域の抱える生活・福祉課題について

- 「複合的な課題を抱える世帯」「家族介護が負担になっている世帯」については、ほとんどの施設・事業所が「該当ケースを知っており対応した」と回答していることから、住民（利用者）、地域の抱える課題となっており、施設・事業所が何らかのかたちで対応をしなければならない状況にあると考えられます。
- 「複合的な課題を抱える世帯」「社会的孤立状態にある人・世帯」「生活困窮者・生活困窮世帯」「消費者被害を受けた高齢者・障がい者」「若年層のひきこもりの方」「障がいのある人・家族への差別」については、「該当ケースを知っているが対応できていない」と回答している施設・事業所があることから、その対応方法が課題となっています。

関係機関・団体、専門職等との連携状況・連携意向について

【現在の連携状況・今後の連携意向について】

- 「利用者の家族」「病院・医療機関」については、すべての施設・事業所が連携（「連携している」または「どちらかといえば連携している」）しています。
- 施設・事業所によって、連携の状況には差がみられます。
- どの機関・団体等においても、連携意向があると回答した施設・事業所があることから、一定の関係機関・団体、専門職等との連携ニーズはあると考えられます。

【地域の担い手や地域住民、関係機関と連携するうえでの課題】

- 連携にあたっては、どのように連携すれば良いのか分からないという意見や、連携を進めるための職員数や時間の確保が課題として挙げられています。また、地域との連携に関しては、地域住民との交流・関わりの機会がないという課題もでています。

サービスの質の向上に向けた取り組み状況について

- すべての施設・事業所がサービスの質の向上に向けて取り組みを行っており、「サービス提供にかかる職員研修の実施」や「サービス提供マニュアルの作成」など、サービス提供に関する取り組みをしている施設・事業所が多くなっています。

(4) 社会福祉法人対象調査の結果

【調査の概要】

調査対象	猪名川町内で介護保険、障がい福祉、児童福祉関連の事業所を開設している社会福祉法人
調査の目的	● 地域における公益的な取組*の実施状況、実施意向、実施にあたっての課題を把握
調査方法	メールまたはFAXによる配布・回収（令和元年7月31日～8月16日）
配布・回収状況	配布数：7件 有効回収数：3件 有効回収率：42.9%

公益的な取組の実施状況について

- 回答のあった3法人のうち、取組を実施しているのは1法人、取組を実施していないのは2法人となっています。

【公益的な取組を実施している法人の実施状況について】

- 学生を中心とした実習生の受入れや体験学習、ボランティア活動の場の設定が主な取組の内容となっています。また、これまで福祉教育の一環として様々な実習や体験学習、ボランティア活動の設定などのコーディネートを行ってきたことが実施にいたる経緯となっています。
- 取組による効果としては、学校などの教育関係の機関との顔の見える関係づくりが構築でき、学校の中で福祉分野に係る授業が取り入れられるなど、若年層を中心に福祉への関心が底上げされつつあるということが挙げられています。
- 実施するうえでの課題としては、活動の場がワンパターン化してしまうことや、コーディネーターの業務を行う職員に業務負担がかかっていることなどが挙げられています。

公益的な取組の実施にあたっての課題、必要な支援などについて

- 取組を実施していない法人では、実施にあたっての課題として、どのような取組をしてよいのかが分からない、地域のニーズの把握ができていないなどが挙げられています。
- 取組の実施にあたり、町（行政）や関係機関・団体、専門職等に期待することとして、取組を実施している法人では、実習や活動の場における積極的な学生の受入れや、情報の提供が挙げられています。一方で、取組を実施していない法人では、取組についての情報や具体的なニーズの提供、法人内の能力の調整が挙げられています。

(5) 相談支援専門職対象調査の結果

【調査の概要】

調査対象	町内の高齢分野、子ども分野、障がい分野、生活困窮の分野の機関において、相談支援に携わる専門職
調査の目的	● 専門職の抱える課題・問題、その対応策等についての把握 ● 専門職と地域との連携・協働についての現状と課題の把握 ● 専門職からみた住民・当事者、地域の抱える生活・福祉課題の把握
調査方法	メールまたはFAXによる配布・回収（令和元年7月30日～8月16日）
配布・回収状況	対象機関：5機関 回収件数：8件

専門職の抱える課題・問題について

■ 制度の狭間、対応するサービスがない等のケースへの対応が課題。

高齢分野では、入院の際に保証人を必要とする独居の方への対応や、免許を返納したものの家族等の送迎が難しい人の交通手段、生活保護には該当しないものの経済的に支援が必要な方への対応など、各法に基づく制度だけでは対応できない、いわゆる「制度の狭間」や対応するサービスがないといったケースが顕在化しているという意見がでています。

また、地域の困り事としてゴミ屋敷*の問題や認知症による近所同士のトラブルなどもあり、専門職であっても地域と関係ができるまでに時間がかかるケースもあることや、業務も多いためじっくりと関わるのが難しいという意見が挙げられています。

障がい分野では、病院受診をしていない方のひきこもり相談について、本人に会うことが難しく、具体的な対応策がないケースもあるという意見がでています。

■ 専門職の不足が課題。

行政の担当者において専門職が不足していることや、ケースワーカーなどの専門職に嘱託や臨時の職員が多いことなど、相談支援に取り組む職員における専門職が不足しているという課題が挙げられています。

■ 地域住民主体の取り組みの継続に向けた支援が必要。

地域住民が主体となって取り組んでいる事業について、今後も取り組みを継続するための支援（場の確保や財政的な支援など）や、実際に活動に関わっている地域住民の声をきく必要があるという意見がでています。

専門職と地域との連携・協働について

①地域の担い手や地域住民との連携や協働の状況について

■ どの分野においても、地域の担い手との連携ニーズあり。

子育て分野では、子育てグループや子育て支援ボランティアの育成、ボランティアグループとの協働など、子育て分野の活動団体や地域住民との連携が進んでいます。

高齢分野では、地域の担い手との顔の見える関係づくりが進められており、お互いが関わっているケースの相談や見守り等の協力依頼、地域での出前講座などを通して連携が進んでいます。

生活困窮や障がい分野においても、地域の担い手から対象者の現在の状況や日頃の様子を教えてください、地域の担い手より地域で気になる人の情報をもらうことなどがあり、地域の担い手との連携は必要であるという意見がでています。

■ 担い手の負担軽減についても考えることが必要。

専門職と地域の担い手との連携についてニーズがある一方で、地域の担い手に負担がかかりすぎのではないかという意見や、リーダー的な役割を担う方の負担が大きいことが懸念されるため、活動を一緒に考えるなどをして関わっているという意見が挙がっています。

②地域の担い手や地域住民と連携・協働を進めるために必要な条件・環境や、連携・協働を推進するために「町」「社協」「他の専門機関」「地域の担い手」などに期待することについて

■ 地域の担い手や地域住民と連携するための場・機会の検討が必要。

地域の担い手や地域住民との連携を推進していくにあたって、情報の集約や連携を図るための連携会議の設置や専門職における地区担当者の配置の検討などについて意見がでています。また、住民の声を聞く工夫をすることや、地域の担い手や地域住民の方とケースで動くとき以外に地域交流の場を持ち、日頃から顔の見える関係をつくっておくことが大切だという意見が挙げられています。

■ 相談支援や連携の際の意識や姿勢の改革も必要。

「厚生労働省が進めているような『断らない相談支援』を各機関が理想として対応していけば、おのずと連携と協働が深まっていくのではないか」、また「それぞれが自らの役割を認識し、他部門と関わる際に相手の領域に少し踏み込んで連携する姿勢が必要」など、連携にあたっては、専門職の意識や姿勢を変えていくことも必要であるという意見がでています。

専門職からみた当事者及び地域の担い手の状況等について

■ 専門職や地域活動の担い手が把握しづらいことが課題。

専門職からみた当事者、地域住民の状況について、高齢分野では、地域において 8050 問題*がみられ、独居・高齢者世帯に該当しないため見守りのリストに載らず、自ら SOS を出すことができない人も多いため、発見がおくれるという課題が挙げられています。

■ 生活困窮の分野では、活動や支援の選択肢が少ないことが課題。

専門職からみた当事者、地域住民の状況について、生活困窮に関する機関では、地域住民の市民活動（NPO 等）が町内に少なく、当事者の選択肢が少ないという課題もでています。

■ 担い手への支援と負担の軽減が必要。

専門職からみた地域の担い手の状況について、担い手の高齢化や、同じ人が複数の活動の担い手となっており、負担が偏ってしまうことなどが課題として挙げられています。

また、地域の担い手に負担がかかりすぎないように、そしてリーダー的役割の方が活動しやすいように、役割を分担し、活動を支援していくことが大事であるという意見がでています。

3. 猪名川町の地域福祉に関連する施策・事業の状況

第2次計画では、3つの基本目標をもとに各種施策を推進してきました。

第2次計画期間中における各目標の主な取り組み状況は以下のとおりです。

基本目標1 きずな～思いやりの心を持って、より豊かな地域のつながりをつくろう～

(1) 地域福祉の意識づくり

- 平成28年度(2016年度)に人権啓発拠点の役割を兼ねた複合型施設として「六瀬総合センター」を整備しました。
- 町内の小中学校を福祉教育協力校として指定し、ボランティア講座や福祉講演会、認知症サポーター等の福祉体験学習会を開催しました。
- 町広報や町ホームページ、自治会等を通じて、民生委員・児童委員、福祉委員等が活動する福祉事業の啓発を行いました。
- 地域包括支援センター*が事務局となり、各地域や事業所での「認知症サポーター養成講座」や、地域の老人クラブでの高齢者福祉や介護予防等の出前講座を実施しました。
- 民生委員・児童委員や福祉委員、ボランティア等と協力し、だれもが参加できる「ふれあい運動会」を開催しました。

(2) 地域福祉の担い手となる人材の発掘と養成

- 町社会福祉協議会に登録するボランティア団体が主体となり、ボランティア研修会や講座等を開催しました。
- 「健康福祉まつり」において各福祉団体のコーナーを設け、地域福祉活動に参加するきっかけとなる場づくりを行いました。
- 町内の小中学校を福祉教育協力校として指定し、ボランティア講座や福祉講演会、認知症サポーター等の福祉体験学習会を開催しました。(再掲)
- 民生委員・児童委員や福祉委員、障害者相談員等の研修等を通じて、「認知症サポーター養成講座」を実施しました。
- 地域包括支援センターや福祉委員会、キャラバンメイト*等の関係団体と連携し、SOSネットワーク*を利用した行方不明者捜索対応訓練を行いました。

(3) 交流機会・社会参加の機会の充実

- 大人も子どももお互いに「声かけ」「あいさつ」できる環境づくりの取り組みとして、「あいさつ運動」の普及促進を行いました。
- 防犯グループ等の協力のもと、ひとり暮らしの高齢者や児童・生徒の登下校時の見守り活動を行いました。
- 「ボランティア講座」等から地域福祉活動への参加につながるよう啓発活動の支援を行いました。
- 住民と福祉団体等の交流の場として、「健康福祉まつり」、「ふれあい運動会」を開催しました。
- 町広報や町ホームページを通じて、町社会福祉協議会に登録するボランティア団体等の活動や情報提供を行いました。
- 総合福祉センターや六瀬総合センターを地域福祉活動の拠点とし、ボランティア団体等の活動や地域との交流の場づくりを支援しました。

基本目標 2 交流・協働～お互いさまの気持ちで助け合い・協力する仕組みをつくろう～

(1) 地域福祉を推進するネットワークの構築

- 自治会、民生委員・児童委員、福祉委員、町社会福祉協議会の関係者間において、SOSネットワークの連携を図り、随時、連絡会を開催し、ネットワークの連携強化に努めました。
- 認知症等の行方不明者の早期発見につなげるQRコードシールの作成、GPS端末の貸与を行いました。
- 「安心キットいなぼう」を民生委員・児童委員がひとり暮らし高齢者や障がいのある人等に配布し、地域での要援護者の把握に努めました。
- 自治会や民生委員・児童委員、福祉委員が中心となって行う声かけや見守り活動、福祉委員活動としてのサロン開催等により、地域で支え合う仕組みづくりを推進しました。
- 川西市と合同で実施している在宅医療・介護連携推進協議会で、医療・介護の連携に関する研修会を実施しました。
- 地域包括支援センターが中心となり、介護予防や高齢者福祉をテーマに老人会への出前講座を行いました。
- 「つながりノート」を活用し、要介護者と家族、主治医、介護サービス事業所との情報共有を行いました。
- 町社会福祉協議会では、地域の福祉拠点として福祉サービスやボランティア講座等の情報提供を行うとともに、専門職の配置等の見直しを行い、組織体制の強化を図りました。
- 課題の共有と解決に向けた取り組みを推進するため、まちづくり協議会の意見交換会を開催しました。

(2) 地域課題に取り組む団体活動の促進

- 町広報や町ホームページを通じて、福祉委員やボランティア団体、地域包括支援センター等が行う地域活動の情報を提供しました。
- 民生委員・児童委員の役割や活動を町広報や町ホームページにて周知しました。
- 町社会福祉協議会では、ボランティア活動を多くの方に知ってもらうため、参加のきっかけとなるよう啓発用冊子を作成しました。
- 町内の小中学校を福祉教育協力校として指定し、ボランティア講座や福祉講演会、認知症サポーター等の福祉体験学習会を開催しました。(再掲)
- 地域包括支援センターが事務局となり、民生委員・児童委員、福祉委員の活動や小中学校、事業所において「認知症サポーター養成講座」を開催しました。
- 地域課題の解決に有効な事業が展開されるよう、まちづくり協議会に対し「猪名川町地域コミュニティ活動支援事業補助金」を交付しました。
- 地域活動の中心となる人材育成のため、地域リーダー養成研修を実施しました。
- 自治会や民生委員・児童委員、福祉委員が中心となって行う声かけや見守り活動、福祉委員活動としてのサロン開催等により、地域で支え合う仕組みづくりを推進しました。(再掲)

(3) 地域福祉を支える基盤づくり

- 総合福祉センターや六瀬総合センターを地域福祉活動の拠点とし、ボランティア団体等の活動や地域での交流の場づくりを支援しました。(再掲)
- 各小学校区まちづくり協議会の会館や既存の公共施設を地域での活動の場として支援しました。
- 自治会や民生委員・児童委員、福祉委員が中心となって行う声かけや見守り活動、福祉委員活動としてのサロン開催等により、地域で支え合う仕組みづくりを推進しました。(再掲)
- 自治会長連絡協議会や町子ども会連絡協議会、老人クラブ連合会などの活動団体が組織的な活動を維持発展できるよう、既存制度の充実とともに、活動の多様性に応じた助成を行いました。

基本目標 3 安心～住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう～

(1) 福祉サービスの適切な利用推進

- サービス提供事業者の研修や人材確保を支援し、サービスの質の向上に努めました。
- 高齢者や障がいのある人が身近な地域で生活を送ることができるよう、必要に応じて、介護保険制度による地域密着型サービスやグループホーム等の整備、検討を行いました。
- 役場庁舎内において、耳マーク*の普及を図るとともに、聴覚、視覚に障がいのある人等に対し、点字や大活字の活用、筆記による対応を行いました。
- ごみ当番が困難な世帯に代わって、シルバー人材センターの会員がごみ当番支援サービスを行い、設置・回収の負担の軽減に努めました。
- 健康福祉まつりや敬老会開催時に、高齢者福祉事業や介護保険事業、障がい福祉事業について情報の提供と啓発を行いました。
- 地域包括支援センターや介護事業者等からの福祉サービスの提供について、社会福祉協議会のホームページ、町広報、講習会、パンフレットの配布等により情報提供を行いました。

(2) 安心して利用できるサービスの提供

- 高齢者福祉相談や成年後見相談、心配ごと相談、障がい者相談、母子相談等を継続して実施しています。
- 民生委員・児童委員による「安心キットいなぼう」の配布を通じて、相談等がしやすい環境づくりに努めました。
- 地域住民の気軽な相談窓口としての機能を充実させるため、民生委員・児童委員による地域訪問活動を促進し、町広報やホームページ等による啓発を行いました。
- 平成 27 年度（2015 年度）から生活困窮者自立支援制度*が開始され、兵庫県が委託するワーカーズコープ（企業組合労協センター事業団）と町社会福祉協議会、町が連携し、生活困窮者へ就業活動と食糧支援を行いました。
- 民生委員・児童委員、福祉委員、家庭児童相談員、人権擁護委員、地域包括支援センターで受け付ける相談、また検診や健康相談などの事業の際にあった相談については、必要に応じて関係機関と連携し、専門的な相談は、的確にその窓口につながるよう相談支援を行いました。
- 健康福祉まつりにおいて、日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発に努めました。
- 成年後見制度の研修会を実施し、親族がいない等の理由の際は、町長申立てにより成年後見制度の申請を行いました。
- 地域包括支援センターや民生委員・児童委員、福祉委員等の関係機関と連携を密にし、虐待や暴力に関わる要援護者の早期発見と解決に向けた相談支援に努めました。
- 要保護児童対策地域協議会において、要保護児童に関する情報交換や支援内容の協議に努めました。

(3) 安全・快適な生活基盤の整備充実

- 人生いきいき住宅助成事業や介護保険制度の住宅改修事業等において、住宅のバリアフリー*化への支援を行いました。
- ユニバーサル社会づくり推進地区である日生中央駅周辺で、講演会やワークショップ、介護予防いきいき体操などを行い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを行いました。
- 町内の公園にある遊具点検を定期的に実施し、危険遊具の撤去を行い、安全対策に努めました。
- ふれあいバス（猪名川町コミュニティバス）を運行し、70 歳以上の高齢者及び障害者手帳所持者に対して運賃の無料化を行い、高齢者や障がいのある人の外出支援を行いました。
- ふれあいバスの運行区間について、利用者アンケートや自治会との協議等を経て改善を図りました。

(4) 地域ぐるみの防災・防犯体制づくり

- 各まちづくり協議会が中心となり、防災訓練を実施しました。
- 町広報や町ホームページ、いなぼうネットを活用し、地域住民に対する避難所の周知や災害時の備え等の防災に関する情報の啓発を行いました。
- 地域の要望に合わせ、集会等での防災講座や学校での防災授業を行いました。
- 町内の難病患者について、伊丹健康福祉事務所と個々の災害対応マニュアルの情報を共有し、災害に備えました。
- 避難行動要支援者名簿の整備を行い、名簿登録者に対し、個人情報の提供にかかる同意確認を実施しました。
- 地域（自治会、自主防災会等）に対し、避難行動要支援者における同意者の避難支援のための体制づくりとして、地域支援団体の設立を推進しました。
- 災害時に避難行動要支援者を対象としたバリアフリー等の機能を備えた福祉避難所*として、総合福祉センターを指定するとともに、指定避難所の町立学校園において、災害時要援護者のための開放区域をあらかじめ設け、毎年度、校園長と相互確認を行っています。
- ひとり暮らし高齢者や障がいのある人の安否確認を行う、緊急通報システムの普及活動に努めました。
- 町職員に対する青色回転灯パトロールの研修を行い、職員が本町内を公用車で移動する際に青色回転灯を点灯させ、パトロールを実施しました。
- こどもをまもる 110 番のおうちプレート設置の協力依頼を、町内小中学校および全自治会へ行いました。
- 「110 番のおうちマップ」を作成し、町内小中学校へ配布するとともに、「い～ナビいながわ」で住民の誰もが閲覧できるよう整備しました。
- 町内全域の防犯灯の維持管理を行い、地域団体における防犯カメラ設置に係る補助金の交付を行いました。
- 消費者トラブル防止に向けて、出前講座などの啓発活動を実施しました。

4. 今後の地域福祉に向けた課題

第3次計画の策定に向け、第2次計画の3つの基本目標に沿って、各種アンケート調査の結果等から猪名川町の地域福祉を取り巻く現状と課題について整理しました。

- 住民対象調査の結果
- 地域活動の担い手（民生委員・児童委員、福祉委員、自治会長）対象調査の結果
- 町内事業所対象調査の結果
- 社会福祉法人対象調査の結果
- 相談支援専門職対象調査の結果
- 統計データ
- 分野別計画等における調査の結果
- 第六次猪名川町総合計画
- 兵庫県地域福祉支援計画〔第4期〕
- 国の市町村地域福祉計画策定ガイドライン



猪名川町の地域福祉を取り巻く
現状と課題の整理

次頁から（P35～P37）の表記

- ・（住民）：住民意識調査の結果から
- ・（担い手）：担い手対象調査の結果から
- ・（事業所）：事業所対象調査の結果から
- ・（専門職）：専門職対象調査の結果から
- ・（統計）：統計データから

基本目標 1 きずな ～思いやりの心を持って、より豊かな地域のつながりをつくろう～

現状と課題 1. 現状の近所付き合いを助け合いの実践につなげる意識づくりが必要。

- 近所付き合いは今後希薄化していく可能性がある一方で、理想としては、現在の近所付き合いよりもより親密な近所付き合いが求められています。(住民)
- いずれの世代においても、ほとんどの住民が、住民同士の自主的な助け合いが必要だと思っています。(住民)
- 近所付き合いの中で、手助けをしてほしいと思うことがある人が多くいる一方で、手助けできると思うことがある人も多くなっています。(住民)
- 近所付き合いの中で手助けできるとすることについては、「災害時の安否確認・手助け」や「日常での安否確認（見守りや声掛け）」が多くなっています。(住民)

現状と課題 2. 高齢者や障がいのある人への差別・偏見の解消が課題。

- 高齢化率、障害者手帳所持者数（精神・療育・身体）は年々増加している傾向にあります。(統計)
- 高齢者への差別・偏見があると思う人は4割程度、障がいのある人への差別・偏見があると思う人は5割程度います。(住民)

現状と課題 3. 地域活動の担い手は不足しているが、条件が整えば地域活動に参加する可能性が高まる人は多い。

- 地域活動へ関心を持っている人は全体の5割程度、参加している人は4割程度となっており、年齢別でみるといずれも70歳代では他の年代にくらべて関心・参加率が高くなっています。(住民)
- 自治会加入世帯数は年々減少傾向にあります。(統計)
- 地域での福祉活動を担う人材が不足しており、地域福祉の担い手の確保と育成は新たに対応の充実などが必要となる活動と考えられます。(担い手)
- 現在地域活動に参加していない人の中で、どのような条件があっても参加するつもりはない人の割合は1割以下、条件さえ整えば参加する可能性が高まる人は7割以上となっています。(住民)

現状と課題 4. 社会的孤立状態の人・世帯への対応が必要。

- 65歳以上単独世帯数、高齢者夫婦のみ世帯数は増加傾向にあります。(統計)
- 「高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立防止（見守り活動）」は今後、最も対応が必要な活動となっており、問題が地域で顕在化している状況があるといえます。(担い手)

基本目標 2 交流・協働 ～お互いさまの気持ちで助け合い・協力する仕組みをつくろう～

現状と課題 1. 複合的な課題や制度の狭間に関する問題が顕在化している。

- 地域において「複合的な課題を抱える世帯」や「制度の狭間」などのケースが顕在化している状況がみられます。(担い手)(事業所)(専門職)
- 国のガイドラインや県の地域福祉支援計画においても、8050 世帯やダブルケア*などの複合的な課題を抱える世帯、ひきこもりやゴミ屋敷などの「制度の狭間」への対応が課題として示されています。

現状と課題 2. 地域活動の担い手・団体、専門職間での連携ニーズがある。

- 地域活動の充実に向けては、行政や社会福祉協議会などの専門機関と連携がとりやすい相談体制の強化が重要となっています。(担い手)
- 専門職が支援を必要とする人や地域についての情報を得るために、地域活動の担い手との連携が重要視されています。(専門職)

現状と課題 3. 地域活動の担い手の負担軽減が課題。

- 現在地域活動に参加している人が、地域活動に参加して負担に感じることは、「時間がとられる」が最も多くなっています。(住民)
- 現在地域活動に参加していない人の地域活動への参加の条件としては、「都合に合わせて参加できる」と「活動する時間的な余裕がある」が多くなっています。(住民)
- 担い手の高齢化や、同じ人が複数の活動の担い手になっており、負担が偏ってしまう事があります。(専門職)

基本目標 3 安心 ～住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう～

現状と課題 1. 不安や悩みごとの相談について、相談する人がいない人や相談先を知らない人がいる。

- 不安や悩みごとがあるときの相談先について、誰にも相談するつもりがない人や相談する人がいない・相談先を知らない人がいます。(住民)
- 今後ひとり暮らしの高齢者等、独居世帯の増加が予測される一方で、相談先としては「家族・親族」が多くを占めています。(住民)

現状と課題 2. 複合的な課題を抱える人・世帯や制度の狭間の問題等への対応が困難となっている。

- 地域活動や施設・事業所の業務の中で、複合的な課題を抱える世帯や社会的孤立状態の人・世帯、生活困窮者・生活困窮世帯など、何らかの課題を抱える人・世帯について、該当ケースを知っているが対応できていない状況がみられます。(担い手)(事業所)(専門職)
- 国のガイドラインや県の地域福祉支援計画においても、制度の狭間にある課題や複合的な課題など、既存の対象者別の制度では対応が困難な課題の解決に向けて、包括的な相談支援体制の構築が求められています。

現状と課題 3. 権利擁護*に関する必要性が高まっているが、制度の認知は不十分。

- 高齢化率、障害者手帳所持者数(精神・療育・身体)は年々増加している傾向にあります。(統計)
- 「成年後見制度」について内容を知っている人は3割程度、「日常生活自立支援事業」について内容を知っている人は1割程度となっており、制度の認知は不十分な状況にあります。(住民)
- 国では「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方について検討が必要となっています。

現状と課題 4. 虐待を見聞きした際の連絡、相談先について周知が必要。

- 身近で虐待について見聞きしたことのある人の中で、見聞きした時に「どこに通報もしくは連絡・相談すればよいかわからなかった」人がいます。(住民)

現状と課題 5. 日常の移動手段についての課題がみられる。

- 日常生活で感じている不安や悩みについて、70歳代、80歳以上では「日常の移動手段(買物・通院等)のこと」が他の年代にくらべて多くなっています。(住民)
- 移動手段に対する悩みには、地域で差がみられます。(住民)

現状と課題 6. 災害時の対策に対する不安は大きいものの、防災活動への参加や避難行動要支援者名簿の認知は不十分。

- 多くの人が地震や水害などの災害時対策で何らかの不安を感じている一方で、防災訓練や防災活動への参加率は低くなっています。(住民)
- 80歳以上の人、介護を必要とする方や障がいのある方と一緒に住んでいる人では、災害時の避難に援助を必要とする人が多くなっています。(住民)
- 災害時の避難に援助を必要とする人のうち、「避難行動要支援者名簿」のことを知らない人が過半数以上となっています。(住民)

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第2次計画では「地域のきずなと交流を育み 誰もが安心して暮らせるやさしいまち 猪名川」を基本理念として、猪名川町における地域福祉の推進に向けて取り組んできました。

しかしながら、一人ひとりの地域に関する意識の低下や家庭・地域における課題解決力の弱まりが懸念され、地域福祉活動の担い手不足や制度の狭間や複合的な課題への対応が喫緊の課題となっている状況があります。

このような中、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく過ごすためには、「受け手側」と「支え手側」に分かれるのではなく、一人ひとりが役割をもち、地域福祉の推進を通して「地域共生社会」の実現をめざす必要があります。

「地域共生社会」の実現に向けては、地域住民をはじめ、地域で活動する人・団体、事業所、福祉関係者そして行政が世代や分野を超えてつながり、一丸となって地域づくりを推進していくことが重要となります。

本計画では、猪名川町の地域福祉を取り巻く現状と課題、第六次猪名川町総合計画（基本構想）におけるまちの将来像を踏まえて、基本理念を以下のとおり定めます。

つながりで育む 地域づくりをめざして

■ 第六次猪名川町総合計画（基本構想）におけるまちの将来像 ■

「“つながり”と“挑戦” 幸せと笑顔あふれるまち 猪名川」

2. 施策の体系

基本理念の実現に向けて、基本目標と基本施策を以下のように整理します。



3. 基本目標

基本目標 1 地域福祉の意識とつながりづくり

一人ひとりが地域や福祉を「我が事」として捉え、興味・関心をもつことは、地域福祉の推進の基盤となります。地域住民の地域や福祉に対する意識の低下や異なる立場の人への差別・偏見の解消が課題となっていますが、住民同士の助け合いは大切だと思う人や、現状よりも親密な近所付き合いを求める人も多くみられます。

このような状況を踏まえ、一人ひとりが地域や福祉に関心をもち、普段の近所付き合いを助け合いの実践につなげられるよう、生涯を通した福祉・人権学習の機会の提供に取り組みます。

また、地域のつながりの弱体化や社会的孤立の課題も顕在化していることから、異なる世代や立場の人との交流機会の提供や地域で定期的・継続的に集うことのできる居場所づくりを推進します。

基本目標 2 地域や福祉の担い手育成・支援

地域活動・地域福祉における新たな担い手不足、既存の担い手における高齢化・固定化や負担の偏りは大きな課題となっており、新たな担い手の確保と、既存の担い手や活動団体に対する支援が求められています。一方で、条件が合えば活動に参加する可能性が高まる住民も多くみられることから、気軽に参加することのできる仕組みづくりについても検討する必要があります。

このような状況を踏まえ、地域や福祉の活動を「みんなで担う」ことができるよう、既存の担い手への負担軽減を図るとともに、新たな担い手の発掘・育成に取り組みます。また、地域活動・地域福祉に取り組む団体が活動しやすい環境づくりに向けて、情報提供や団体同士の連携支援に取り組みます。

基本目標 3 包括的な支援体制の構築

社会的孤立など、地域で何かしらの支援を求める人が見えにくくなっている状況がみられるとともに、個々の地域福祉の担い手や制度・分野ごとの相談支援機関では対応できない複合的な課題を抱える人・世帯や制度の狭間にある人への対応が課題となっています。

このような状況を踏まえ、地域で支援を必要とする人が潜在化・孤立しないよう、地域における見守り体制を強化するとともに、各主体間が連携し、分野を超えた包括的な支援ができるような体制づくりに取り組みます。

また、すべての人の権利が守られ、その人らしい生活を送ることができるよう、権利擁護に向けた取り組みの推進を図るとともに、虐待やDV*の予防と早期発見に向けて取り組みます。

基本目標 4 安全・安心な環境づくり

生活環境の整備や公共交通等の充実、だれもが安全に安心して暮らすことのできる地域福祉の推進にあたっての基盤となります。また、災害時等の対策について不安を持つ人は多く、地域での防災対策や災害時支援、要支援者に対する支援体制づくりが重要となっています。

引き続き、生活環境や公共交通等の整備・充実に向けて取り組むとともに、安全・安心な地域づくりのため、防災・防犯体制づくりに努めます。

また、利用者がニーズに合った適切な福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの質の向上に取り組みます。

第4章 施策の展開

基本理念の実現に向けて設定した基本目標と基本施策を踏まえ、猪名川町で地域福祉を推進していくための具体的な取り組み等を整理します。

本章では、「行政の取り組み」を示すとともに、「地域住民に期待される役割」、「地域福祉活動の関係者に期待される役割」を例示していますが、地域福祉の推進にあたっては、行政、地域住民、地域福祉活動の関係者のそれぞれが連携を図りながら、一体となって取り組みを進めます。

基本目標1 地域福祉の意識とつながりづくり	
基本施策1 地域福祉の意識づくり	1. 福祉・人権教育の推進 2. 広報・啓発活動の充実
基本施策2 交流・社会参加の機会の充実	3. 多様な交流の機会づくり 4. 地域における居場所づくり
基本目標2 地域や福祉の担い手育成・支援	
基本施策1 地域福祉の担い手の発掘と養成	5. 担い手の発掘・確保・育成 6. 福祉を担うリーダーの確保・育成
基本施策2 地域活動・地域福祉に取り組む団体の活性化と連携	7. 地域活動・地域福祉に取り組む団体の周知 8. 当事者組織の育成・支援 9. 活動しやすい環境づくりへの支援
基本施策3 地域活動・地域福祉に取り組む団体への支援	10. 地域活動の拠点づくりへの支援
基本目標3 包括的な支援体制の構築	
基本施策1 地域における見守り体制の構築	11. 地域での声掛け・見守りの促進 12. 地域の見守りネットワークづくりの促進
基本施策2 相談支援機関の連携体制の構築・強化	13. 身近な地域の相談体制の充実 14. 総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化
基本施策3 権利擁護に関する支援の充実	15. 成年後見制度等の利用促進 16. 虐待の早期発見体制の強化
基本目標4 安全・安心な環境づくり	
基本施策1 福祉サービスの質の向上	17. サービスの質の向上・適正配置 18. 福祉サービスの情報公開の推進
基本施策2 生活基盤の整備充実	19. だれもが住みやすい生活環境の整備 20. 安心して利用できる公共交通等の検討
基本施策3 地域ぐるみの防災・防犯体制づくり	21. 防災意識の向上 22. 災害時の支援体制の構築 23. 避難行動要支援者の支援体制の構築 24. 防犯対策の推進

基本目標 1 地域福祉の意識とつながりづくり

▶基本施策 1 地域福祉の意識づくり

地域福祉の推進に向けて、一人ひとりが福祉や人権に関心を持ち、正しい知識や認識をもつことができるよう、子どもから高齢者まで生涯にわたって福祉・人権教育に取り組むことができる環境づくりを行います。

地域福祉に関する広報・啓発活動を通じて、一人ひとりが「地域」や「福祉」を「我が事」として捉え、地域での助け合いへと繋げることができるような意識づくりに取り組みます。

【具体的な取り組み】

1. 福祉・人権教育の推進

行政の取り組み	地域住民に期待される役割	
● 六瀬総合センターや公民館などを中心に、人権に関する講座やイベントを開催し、一人ひとりが人権に関する正しい知識・認識を持つことができるよう、人権教育を推進します。 ● 民生委員・児童委員や福祉委員、認知症サポーター等の様々な活動を支援し、地域福祉に対する意識の向上を図ります。 ● 住民が地域福祉に関心を持ち、助け合いの実践につなげられるよう、地域福祉に関する事業の充実を図ります。 ● 引き続き、町内すべての小中学校を福祉教育協力校に指定し、ボランティア講座や福祉講演会、認知症サポーター等の福祉体験を実施し、福祉に関する意識向上と積極的な福祉活動への参加促進を図ります。	● お互いを尊重する ● 近所であいさつをする ● 思いやりやいたわりの気持ちを持つ ● 困っている人を見かけたら声を掛ける	
	<th>地域福祉活動の関係者に期待される役割</th>	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 困っている人を見かけたら声を掛ける ● 行事、イベントの開催は地域住民（高齢者、障がいのある人、子ども等）が参加しやすいように配慮する	

2. 広報・啓発活動の充実

行政の取り組み	地域住民に期待される役割	
● 町広報誌や町ホームページ、自治会等を通じて、地域福祉に関する広報・啓発事業を推進します。 ● 地域福祉にかかわる民生委員・児童委員、福祉委員等が行う広報・啓発活動を支援します。 ● 各種講座等の機会を用いて、地域福祉や人権に関する正しい知識の啓発と理解を深める取り組みの推進を図ります。 ● 住民の地域福祉に対する意識を高める行事やイベントの開催、福祉施設の地域への開放に努めます。	● 情報に対する関心を深め、情報を積極的に活用する ● 講習会等に積極的に参加する ● 回覧、広報配布、情報伝達に協力する	
	<th>地域福祉活動の関係者に期待される役割</th>	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 回覧、広報配布、情報伝達を積極的に行う ● ひとり暮らし世帯など、情報が入手しづらい人に対する支援に取り組む	

▶基本施策2 交流・社会参加の機会の充実

地域でのつながりの醸成に向けて、身近な地域で気軽に集い、様々な人と交流することができる機会・場づくりに取り組みます。

社会・地域で孤立する人を生みださないよう、地域で定期的・継続的に集うことのできる居場所づくりを促進します。

【具体的な取り組み】

3. 多様な交流の機会づくり

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 「健康福祉まつり」や「ふれあい運動会」「公民館フェスタ」など、誰もが気軽に参加できる交流の場・機会の提供に努めます。 ● 幅広い年齢層の福祉活動への参加に向け、学校・園、子育て支援センター等において、高齢者と子どもなど、異なる世代間で交流する機会づくりを進めます。 ● 地域の高齢者や障がいのある人、子育て家庭、在住外国人の交流の場など、多様な交流のきっかけづくりを進めます。 ● 自治会活動や地域活動、子育て支援活動、生涯学習やスポーツ活動等の機会を活用し、仲間づくりや地域住民同士の交流を促進します。 ● 住民の交流の現状や情報等を町広報誌や町ホームページを通じて、広く伝え、交流を推進します。	● 地域でのイベントや学習の機会などに積極的に参加する ● 自分の持っている知識や経験を生涯学習の場で生かす
	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 誰もが参加しやすい行事、イベントを開催する ● 世代間交流の場、機会を提供する

4. 地域における居場所づくり

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 介護予防に向けた高齢者の集いの場や在住外国人の交流の場づくり、認知症カフェ*や放課後子ども教室の展開など、地域における多様な居場所づくりを推進します。 ● 公民館や総合福祉センター、六瀬総合センターなどの施設について、居場所や活動拠点としての有効活用、利用促進を図ります。	● 高齢者、障がいのある人、子どもなど、立場や年代が異なる人との交流の場に積極的に参加する
	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 地域で社会的孤立状態にある人・世帯を把握し、地域で居場所が持てるよう支援する ● ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など、様々な人が集うことのできる居場所づくりを行う

基本目標 2 地域や福祉の担い手育成・支援

▶基本施策 1 地域福祉の担い手の発掘と養成

地域活動・地域福祉に取り組む団体の周知や、講座の開催を通して、新たな担い手の確保に取り組めます。また、条件が合えば参加する可能性が高まる住民も多くいることから、無理のない範囲で参加ができる仕組みづくりや、興味のある活動に気軽に取り組めるような機会づくりに努めます。

【具体的な取り組み】

5. 担い手の発掘・確保、育成

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 様々な広報媒体やイベントを利用し、地域福祉活動に関する情報提供を行い、活動参加へのきっかけにつなげます。 ● ボランティア活動センターと連携し、ボランティアに関する研修会や講座等を開催し、新たなボランティアとなる人材の発掘、育成を図ります。 ● 介護予防や障がい者福祉、子育て支援をはじめとする様々な分野において、ボランティアやサポーターの養成を行うとともに、地域で活躍できるような環境づくりに努めます。 ● 小中学校における福祉体験活動やボランティアや福祉に関する講座、講演会の実施を通して若い世代が地域福祉活動に参加するきっかけづくりや情報提供に取り組めます。	● 住民同士の支え合い意識を高める ● 地域活動に参加する
	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 地域での学習会、勉強会、各種講座を開催する ● 興味のある活動に取り組めるよう、多様な活動のメニューづくりを行う

6. 福祉を担うリーダーの確保・育成

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 地域リーダー養成研修を実施し、地域福祉活動を含むコミュニティ活動を支える人材の育成に取り組めます。	● 住民同士の支え合い意識を高める ● 地域活動に参加する
	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 地域における生活課題について共通の認識をもつ ● 行政と連携した講座を企画、運営する

▶基本施策2 地域活動・地域福祉に取り組む団体の活性化と連携

地域活動・地域福祉に取り組む団体の活性化に向けて、活動団体の周知や活動団体間での連携促進、活動に有益な情報提供等に取り組みます。

担い手の負担も課題となっていることから、より活動しやすい環境づくりに向けて、情報提供や相談対応、助成制度の実施などの支援に努めます。

【具体的な取り組み】

7. 地域活動・地域福祉に取り組む団体の周知

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 様々な広報媒体を利用し、地域住民に向けて地域や地域福祉に取り組む団体の役割や活動内容を周知します。 ● 自治会の意義や役割を住民に伝え、自治会活動への理解や関心を深め、自治会への加入促進へつなげます。 ● 民生委員・児童委員、福祉委員の役割や活動内容を住民に周知し、住民が活動への理解や関心を深め、民生委員・児童委員、福祉委員が活動しやすい環境づくりに取り組みます。	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 地域活動や地域福祉の情報に関心をもち、理解を深める ● 活動の内容や地域福祉に関する情報について積極的に周知する

8. 当事者組織の育成・支援

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 参加したい人が希望する活動へ参加できるよう、当事者組織についての情報提供に努めます。 ● 社会福祉協議会やボランティア団体等と連携しながら、当事者組織の運営や活動を支援します。 ● 当事者の生活課題や当事者活動を推進するにあたっての課題を把握するため、当事者組織と意見交換のできる場を確保します。	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 当事者活動に関する理解を深め、交流の機会に参加する ● 日常生活で身近なボランティア活動に積極的に参加する ● ボランティアに関する相談支援や情報提供を充実する ● ボランティア講座・研修会の開催、啓発事業を継続して実施し、内容を充実する

9. 活動しやすい環境づくりへの支援

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 地域における担い手の負担軽減に向けて、取り組みを支援するための情報提供や講座・研修の開催、担い手への相談対応などを行います。 ● 地域活動・地域福祉に取り組む団体間での、地域や地域の課題についての情報共有の場づくりを支援します。 ● 同様の活動をしている団体の連絡調整を図り、ネットワークづくりの推進や、他の自治会や市町村との意見交換の機会の充実を図ります。 ● 地域活動団体が組織的な活動を維持発展できるよう既存制度の充実や活動の多様性に応じた助成制度の整備などを行います。	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 地域活動や地域福祉の情報に関心をもち、理解を深める ● 団体同士がお互いの活動を理解し、協働を推進する

▶基本施策3 地域活動・地域福祉に取り組む団体への支援

地域活動・地域福祉に取り組む団体に対し、既存施設等を活用しながら地域活動の拠点づくりを行い、より効果的で継続的な活動ができるよう支援を行います。

【具体的な取り組み】

10. 地域活動の拠点づくりへの支援

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● ボランティアセンターや地域の集会所等を拠点にした身近で気軽に集まることのできる地域活動の場づくりを支援します。 ● 公民館や総合福祉センター、六瀬総合センターなどの施設について、居場所や活動拠点としての有効活用、利用促進を図ります。【再掲】 ● 福祉施設が福祉教育実践の場として、また、地域との交流の場としてその機能を十分に発揮できるよう、サービス提供事業者の理解と協力を求めながら、施設の地域開放を図ります。 ● 地域の公共施設が地域福祉活動の拠点として気軽に利用できるよう、関係部局と連携して推進します。	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 地域コミュニティ活動等に積極的に参加する ● 地域の公共施設を大切に使用する ● 公民館や地域の施設を交流の場として活用する ● 地域活動や地域住民が集える場として、六瀬総合センターや公民館等を積極的に活用する ● 地域内の既存施設の安全性確保と適切な管理・運営を推進する

基本目標 3 包括的な支援体制の構築

▶基本施策 1 地域における見守り体制の構築

何らかの支援を必要とする人・世帯が地域で潜在化・孤立しないよう、地域での声掛けや見守りの体制を構築するとともに、地域での気づきを適切な支援につなぐことのできるネットワークづくりに取り組みます。

【具体的な取り組み】

11. 地域での声掛け・見守りの促進

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て家庭等に対し、地域行事等への参加の呼びかけも含めた地域での声掛けを促進します。 ● 行政と地域住民や事業者等が連携し、昼間一人になる高齢者や登下校時の子どもの見守り活動を推進します。 ● 民生委員・児童委員、福祉委員、自治会を中心とした、社会的孤立状態の人・世帯や認知症のある人、ひきこもりの人などに対する見守りや声掛けを促進します。	● 隣近所に住む人を知り、声掛けを心がける
	地域福祉活動の関係者に期待される役割 ● 地域行事等に要介護高齢者や障がいのある人、子育て家庭等へ積極的に参加の声掛けをする ● 高齢者や登下校時の子どもの見守りを行う

12. 地域の見守りネットワークづくりの促進

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● ひとり暮らし高齢者や障がいや認知症のある人など、地域での要援護者の把握を行うとともに、緊急時に対応することのできるネットワークづくりを促進します。 ● 自治会、民生委員・児童委員、福祉委員等が把握した支援が必要な人・世帯を、必要な支援につなげていくことができるよう、地域の担い手と専門機関・専門職等の連携を促進します。 ● 自治会、地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉協議会等の関係者間において、連絡会等を開催し、情報・課題の共有や解決策の検討を行います。	● 住民同士の支え合い意識を高める
	地域福祉活動の関係者に期待される役割 ● 身の回りにどのような困りごとを抱えている人がいるかについて情報の収集に努める

▶基本施策 2 相談支援機関の連携体制の構築・強化

80代の高齢の親と就労していない50代の子が同居している世帯、いわゆる8050世帯や介護と育児に同時に直面するダブルケアなどの複合的な課題や、ひきこもりやゴミ屋敷などの既存の福祉サービスだけでは対応が困難である制度の狭間の問題への対応に向けて、関係団体・機関のなかで支援が必要な人の情報や地域の課題を共有し、取り組みを検討・推進するための場・仕組みづくりを進めます。

また、支援を必要とする人が潜在化せずに、適切な支援・サービスにつながるよう、各相談窓口の充実・支援を図るとともに、分野を超えた総合的な相談支援体制の構築に取り組みます。

【具体的な取り組み】

13. 身近な地域の相談体制の充実

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 地域住民の気軽な相談窓口としての機能を充実させるため、民生委員・児童委員による訪問活動を促進し、その役割の周知に努めます。 ● 民生委員・児童委員、福祉委員、自治会などによる地域福祉活動を支援し、身近で気軽に相談できる機会の提供に努めます。 ● 相談に対応する行政職員（窓口・教育施設・福祉施設等）に対し、研修等への参加を促し、技術向上を図ります。 ● 役場や社会福祉協議会等において、ワンストップサービス機能を兼ね備えた、気軽に相談できる窓口対応に努めます。 ● 生活困窮者に対しては、相談・指導や就労支援等の自立に向けて、社会福祉協議会や関係機関と連携しながら支援します。 ● 様々な相談窓口が受けた相談や地域福祉の担い手に対する相談について、必要に応じて関係機関と情報の共有を行い、総合的な対応ができるような相談支援に取り組みます。	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 相談窓口を知っておく ● 支援が必要なときは相談する ● 声掛けや見守り活動、手助け等の身近な活動を推進する ● 行政や関係機関につなげる役割を担う ● 地域への広報活動を行い、相談支援機関の周知を図る

14. 総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 地域包括支援センター、障害者相談支援センター、子育て世代包括支援センター*は、介護、障がい、子育てに関する総合的な相談ができるよう、相談支援機能の強化を図るとともに、関係機関とのネットワークの構築による迅速な支援につなげます。 ● 保健・医療・介護・福祉分野の連携・協力体制を強化し、支援が必要な人に対する相談体制やサービス提供の充実に努めます。 ● 複合的な課題や制度の狭間の問題に対応できるよう、地域活動団体や専門職が連携し、分野横断的な支援を行うとともに、地域ケア会議や自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等の既存の会議体を活用し、多分野での地域課題の共有とその解決策を検討する機会づくりに取り組みます。 ● 分野横断的な支援が必要となる生活困窮者への支援については、多分野の関係機関・団体や地域、事業者等との連携を図り、包括的な支援に取り組みます。 ● 自殺対策については、地域活動団体や関係機関等と連携し、抱えている問題の早期発見に努め、課題の解消につながるよう、適切な支援を行います。 ● 再犯防止に向けて、保護司会などの関係機関・団体と連携を図り、保健医療、福祉等の支援を必要とする場合は、必要な支援につなげます。犯罪被害者やその家族については、一人ひとりの状況に応じて、きめ細やかな相談支援に取り組みます。	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 相談窓口を知っておく ● 支援が必要なときは相談する ● 行政や関係機関につなげる役割を担う ● 地域への広報活動を行い、相談支援機関の周知を図る ● 他の活動団体・機関・専門職の役割や機能を理解する

▶基本施策3 権利擁護に関する支援の充実

ひとり暮らしの高齢者や認知症のある人などの権利が守られ、その人らしい生活を送ることができるよう、権利擁護に関する制度の周知・啓発や各種関連機関との連携による権利擁護の支援に取り組みます。

また、虐待やDVの早期発見と解決に向けて、相談先の周知や相談支援の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

15. 成年後見制度等の利用促進

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 判断能力が十分ではない人を守る日常生活自立支援事業と成年後見制度の普及のため、制度の周知や利用促進を図るとともに、地域包括支援センター等の関係機関との連携を進め、相互連絡体制を構築し、必要な人に制度の利用が進むよう体制づくりに努めます。 ● 町内法人による法人後見の導入について検討を進めるとともに、その法人が中心となり、被成年後見人の身近な親族や地域の関係者、福祉・医療・介護の関係者が被成年後見人を日頃から支援する体制の整備に努めます。	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 制度を知る ● 制度を理解し、活動の中で普及・啓発を行う ● 制度を周知し、日常生活自立支援事業を推進する

16. 虐待の早期発見体制の強化

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 民生委員・児童委員、福祉委員、家庭児童相談員や関係機関との連携を密にし、虐待や暴力に関わる要援護者の早期発見に努めます。 ● 地域で行う見守り活動の充実や相談・通報先の周知を行い、虐待の早期発見につなげます。 ● 早期の問題解決を図るため地域包括支援センターや障害者相談支援センター、民生委員・児童委員、福祉委員、家庭児童相談員や教育委員会等の関係機関との連携を強化し、虐待防止ネットワークの充実を図るとともに、町要保護児童対策地域協議会等において問題解決に努めます。 ● DVの被害に関する相談窓口の周知、充実を図り、DV被害者の安全性の確保や個人情報の保護等、被害者の側に立った支援に取り組みます。	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 虐待予防について知識を深める ● 相談窓口（通報先）を知る ● 見守り、通報、早期発見に努める

基本目標 4 安全・安心な環境づくり

▶基本施策 1 福祉サービスの質の向上

福祉サービスの適切な利用促進に向けて、利用者のニーズに応じたサービスのあり方を検討していくとともに、多様な機会・媒体を利用した情報提供に努めます。

【具体的な取り組み】

17. サービスの質の向上・適正配置

行政の取り組み	地域住民に期待される役割	
● サービス提供事業者の研修や人材確保を支援し、高齢者、障がいのある人、児童等に関するサービスの質の向上に努めます。 ● 高齢者や障がいのある人が、身近な地域で生活を送ることができ、真に適正なサービス利用が行われるよう、ニーズに合ったサービスの検討、サービス提供事業者への指導、助言に努めます。 ● 社会福祉法に基づく社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施支援に取り組み、多様な福祉サービスが提供されるよう努めます。	● サービスについての意見や要望、アイデア等を積極的に伝える	
	<th>地域福祉活動の関係者に期待される役割</th>	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● ニーズに合ったより良いサービス提供に努める ● サービス従事者研修やサービスの評価を行い、技術の向上と意識の啓発を図る	

18. 福祉サービスの情報公開の推進

行政の取り組み	地域住民に期待される役割	
● 住民が自ら希望する福祉サービス等を選択し、利用できるよう、サービス提供事業者によるサービス情報の提供を促進します。 ● 事業者のサービス情報について、町のホームページやパンフレットなどの様々な媒体を活用し、広く周知します。 ● ケアマネジャー等、福祉サービスに携わっている方々の協力を得て、福祉関連情報の提供の充実を図ります。 ● 障がいのある人に対する情報提供として、広報誌等の点訳・音訳のさらなる充実を図ります。	● 行政や社会福祉協議会、関係機関等が発信する情報に関心を深めるとともに、情報を積極的に活用する ● 回覧、広報配布等、情報伝達に協力する	
	<th>地域福祉活動の関係者に期待される役割</th>	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 地域の中で、誰がどのような場で援助を必要としているか、情報収集と発信を行う	

▶基本施策２ 生活基盤の整備充実

すべての住民が安全に安心して暮らすことができるよう、道路や公共施設等のユニバーサルデザイン*化、バリアフリー化を推進するとともに、配慮の必要なことが外見からわかりにくい人にとっても暮らしやすいまちづくりに努めます。

また、誰もが利用しやすい公共交通体系の構築に取り組みます。

【具体的な取り組み】

19. だれもが住みやすい生活環境の整備

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 道路や公共施設のバリアフリー化、住居のバリアフリー化への支援、家庭内の事故防止対策の周知等、地域や家庭の安全対策を進めます。 ● すべての人が住みやすいまちづくりに向けて、道路や建物、公共交通機関などのユニバーサルデザイン化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念の普及・啓発に努めます。 ● 公園の遊具点検の結果を踏まえた安全対策を行います。 ● 町営住宅の補修・整備の時期に、高齢者等にとっても住みやすいよう、改善に努めます。 ● ヘルプマーク*や譲りあい感謝マーク*、耳マークなど配慮が必要なことを知らせるマークの普及を図り、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。	● 違法駐車・違法駐輪をしない ● 道路や公園、公共施設の清掃および適正利用に努める ● 思いやりのある行動に努める
	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 道路や公園、公共施設の清掃および適正利用に努める ● 駐車場・駐輪場を整備する ● 事業者施設のバリアフリー化

20. 安心して利用できる公共交通等の検討

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 公共交通機能について利便性の向上や機能の強化を図り、誰もが利用しやすい交通環境の形成に向けて取り組みます。 ● 利用しやすい交通体系の調査研究を進めるとともに、新たな交通手段の導入調査などを行い、交通空白地をつくらな交通網の設定に取り組めます。 ● 公共交通としての受益者負担の考え方と、交通弱者への移動支援としての役割の整理を行い、持続可能な運行に努めます。 ● 身体的理由等で外出の困難な高齢者や障がいのある人への移動支援のサービスの提供など、移動が困難な方の外出しやすい環境づくりを推進します。	● 電車・バスで席をゆずる
	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 子ども・高齢者・認知症や障がいのある人等の外出支援について理解を深める

▶基本施策3 地域ぐるみの防災・防犯体制づくり

住民の防災活動等への積極的な参加を促進するため、一人ひとりの意識向上に向けて取り組むとともに、災害時に支援が必要な人への支援体制づくりを促進します。

日常生活の安全・安心の確保に向けて、個人の防犯意識・対策を高めるとともに、地域の防犯力の向上にも取り組みます。

【具体的な取り組み】

21. 防災意識の向上

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 避難所の周知や災害時の備え等、防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校等での防災教育や町広報誌、町ホームページ等を活用した住民に対する啓発、情報提供の充実を図ります。 ● 洪水、土砂災害の防災マップを各地区の防災活動に活用するよう周知、啓発を進めます。 ● 地域の防災訓練実施の際に、自ら避難することが困難な方々（避難行動要支援者）が参加できるように図ります。 ● 自主防災会のリーダーを対象に防災講義等を行い、地域防災力の向上を図ります。	● 自宅周辺の危険個所を確認する ● 災害ごとの避難先や避難経路を確認する ● 家具の転倒防止を行う ● 防災グッズを用意する ● 住宅の耐震診断を受ける ● 防災訓練や防災講座に積極的に参加する
	地域福祉活動の関係者に期待される役割 ● 地域や事業所内で防災訓練や防災講座を実施する ● 防災に関する情報や制度について普及・啓発する

22. 災害時の支援体制の構築

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 難病患者や重度の障がいのある人等をはじめとする避難行動要支援者に対して災害時に効果的な支援を行うため、庁内での情報共有、連携体制の構築を図ります。 ● 自主防災組織の活動に対する支援に取り組み、消防団や自治会との連携を促進し、地域の防災力の向上を図ります。 ● 町全体の防災力向上のため、災害時の支援協定を締結するなど、町内の団体等と連携して災害対応を行える体制づくりに努めます。 ● いなぼうネットによる情報伝達や携帯電話を所持していない方や使用が苦手な方を対象とした、ファックスや固定電話等による情報伝達を行うとともに、ひとり暮らし高齢者世帯等における緊急通報システムの普及啓発に努めます。	● 町ホームページ、いなぼうネット等により正確な情報の収集を行う ● 自治会、自主防災会等への活動に対し積極的に協力をする ● 避難時に近所への声掛けを行う ● 消防団への参加、協力をする
	地域福祉活動の関係者に期待される役割 ● 災害時の安否確認、避難誘導の体制づくりに努める ● 自主防災会、民生委員・児童委員等の活動促進

23. 避難行動要支援者の支援体制の構築

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 個人情報の取り扱いに配慮しつつ、避難行動要支援者の情報を名簿として整備し、名簿の適正運用・適正管理に取り組みます。 ● 地域支援団体の立ち上げや組織運営の支援に取り組み、地域における支援が必要な人の見守りとともに、避難行動要支援者の個別支援計画の作成支援に努めます。 ● 災害時に特別な配慮を必要とする人を対象としたバリアフリー等の機能を備えた福祉避難所の地域住民への理解促進を図ります。	● 地域支援団体への参加、協力をする ● 防災訓練や防災講座及び自治会活動に積極的に参加する
	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 災害時に配慮が必要な人の把握に努める ● 個人情報の保護に十分留意しながら、避難行動要支援者等の情報の共有を進める ● 避難支援等関係者間の連携体制の強化を図る

24. 防犯対策の推進

行政の取り組み	地域住民に期待される役割
● 地域における防犯意識を高めるため、町広報誌での啓発や講座の開催等、啓発活動に努めます。 ● 住民が安心して暮らせるよう、警察や関係団体との連携を強化し青色回転灯装備車による防犯パトロールの充実を図り、自主防犯活動の展開を支援します。 ● 子どもたちの緊急避難場所となる、こどもをまもる110番のおうちの登録を促進するとともに、緊急時に避難場所として認識ができるよう、マップにまとめ情報発信を行います。 ● 犯罪の防止と地域の安全のため、防犯灯に影響をきたす樹木の伐採や、防犯灯の修繕等、適切な維持管理を行います。 ● 関係機関と連携し、多種多様化する消費者被害の実態やその防止方法等の啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図り、被害者救済のための支援を行います。	● 犯罪に巻き込まれないよう、身近な防犯対策を行う ● 犯罪に巻き込まれない知識を子どもに伝える ● こどもをまもる110番のおうちに登録する ● 振り込め詐欺や悪質な訪問販売に注意する
	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	● 登下校時の見守り ● 防犯灯故障時の連絡 ● 詐欺などの手口や対応策、相談窓口について周知・啓発する

第3次猪名川町地域福祉計画策定の体制と経過

猪名川町社会福祉審議会条例

平成18年3月24日

条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、猪名川町社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、住民の社会福祉に関する事項について調査審議する。

2 審議会は、福祉事業に関する重要な事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会は、必要に応じて臨時委員若干名を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉団体の代表者
- (3) 町行政職員
- (4) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、特別の事項についての調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって決める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

猪名川町社会福祉審議会委員名簿

(順不同・敬称略、任期：平成 30 年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで)

区 分	氏 名	所 属	審議会役職
学識経験者	梓川 一	東大阪大学・東大阪大学短期大学部	会長
社会福祉団体の 代表者	鍋谷 将	猪名川町社会福祉協議会	
	井ノ末 利幸	猪名川町老人クラブ連合会	
	村山 興治	猪名川町民生委員児童委員協議会	
	多田 千景	猪名川町手をつなぐ育成会	
	畑中 祥宏	猪名川町自治会長連絡協議会	副会長
	祐谷 順子	猪名川町 P T A 連合会	
	奥谷 明子	猪名川町赤十字奉仕団	
	大磯 恵子	町内ボランティア活動団体	
その他町長が 必要と認めた者	坂田 哲啓	川西市医師会	
	岡本 洋明	兵庫県阪神北県民局宝塚健康福祉事務所	
町行政職員	中元 進	猪名川町生活部	

猪名川町社会福祉審議会開催状況（令和元年度（2019 年度））

	開催日	協議事項
第 1 回	令和元年（2019 年） 7 月 1 日	・ 第 3 次猪名川町地域福祉計画の策定について ・ 策定スケジュールについて ・ 住民意識調査アンケートについて ・ 地域活動の担い手・事業者・専門職意識調査について
第 2 回	令和元年（2019 年） 9 月 30 日	・ 各種調査の結果について ・ 現状と課題の整理について ・ 第 3 次猪名川町地域福祉計画の方向性（フレーム）について
第 3 回	令和元年（2019 年） 12 月 16 日	・ 第 3 次猪名川町地域福祉計画の素案について
第 4 回	書面審議	・ 第 3 次猪名川町地域福祉計画素案のパブリックコメントにおける意見に対する町の考え方（案）について ・ 第 3 次猪名川町地域福祉計画最終案について

※第 4 回目は、令和 2 年（2020 年）3 月 3 日に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防のため、会議の開催を中止し書面による審議を行いました。

パブリックコメント実施結果

(1) 意見募集の概要

- ① 意見募集方法 町ホームページの掲載、福祉課・日生住民センター・ふらっと六瀬で閲覧
- ② 意見募集期間 令和2年(2020年)1月1日～2月10日
- ③ 意見の提出方法 直接持参、郵送、FAX、メール

(2) 意見募集の結果

3件の意見がありました。意見に対する町の考え方は下記のとおりです。

番号	意見提出者	頁	章	大分類	中分類	小分類	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方(対応)
1	1	32	2	3	3	(1)	● 2 つ 目	「高齢者や障がいのある人が身近な地域で生活を送ることができるよう、必要に応じて、介護保険制度による地域密着型サービスやグループホーム等の整備、検討を行いました。」という記述について、高齢者のものはあるが、障がい者向けのものはほとんどなく、選ぶこともできないので充実させてほしい。民間の業者が運営しやすい施策を整えてもらいたい。	計画(素案)の51ページで、「17. サービスの質の向上・適正配置」の行政の取り組みに「高齢者や障がいのある人が身近な地域で生活を送ることができ、真に適正なサービス利用が行われるよう、ニーズに合ったサービスの検討…(中略)…に努めます。」と記載しており、文中のサービスに障がい福祉分野のグループホームのサービスも含んでいることから原文のとおりとします。
2	1	46	4	2	3	10	行政の取り組み ● 2 つ 目	「総合福祉センターなどの施設について有効活用、利用促進を図る」とあるが、総合福祉センターの空き部屋について、障がい者の居場所(お茶を飲んだり、会議をする場でなく、グループホームなど住む場所としての利用。)としてほしい。 障がい者の居場所(住み場所)とは、大変に切実な問題で、親の高齢化も進み、もはや待ったなしの状況ですが、他市町に比べても遅れは顕著であり、生まれた町で暮らしたいというささやかな願いも難しい状況にあるので、上記のことを実行して下さい。	ご意見をいただきました46ページの該当箇所については、「基本施策3 地域活動・地域福祉に取り組む団体への支援」の内容で団体活動の場所の支援に関する行政の取り組み内容となり、総合福祉センターで取り組むサービス事業に関する内容の記載はそぐわないことから原文のとおりとします。
3	2	-	-	-	-	-	-	成人を過ぎ自立に向けた生活をした、させたいと望んでも猪名川町にはグループホーム(障がい福祉分野)が1ヶ所しかありません。自立生活を希望する者や親なき後の生活は町外のグループホームに入居する事になり、環境変化は大きな負担となります。住み慣れた猪名川町で働き、暮らし続けるためには、高齢になっても住み続ける事のできるグループホームの整備を強く希望します。	ご意見をいただきました内容については、計画(素案)の51ページで、「17. サービスの質の向上・適正配置」の行政の取り組みに「高齢者や障がいのある人が身近な地域で生活を送ることができ、真に適正なサービス利用が行われるよう、ニーズに合ったサービスの検討…(中略)…に努めます。」と記載しており、文中のサービスに障がい福祉分野のグループホームのサービスも含んでいることから原文のとおりとします。

あ行

【SOS ネットワーク】

認知症の人の徘徊等による行方不明者が発生した際に、警察や消防、近隣住民、各種団体等の横の連携により行方不明者の情報を共有し、早期発見・保護につなげるためのネットワークのこと。

か行

【虐待】

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫等の心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金等を勝手に使ってしまう経済的虐待等がある。

【キャラバンメイト】

「認知症サポーター養成講座」の講師となる人のこと。都道府県や市町村等が開催するキャラバンメイト養成研修を受講し、登録する必要がある。

【協働】

立場の異なる団体・組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために、役割を明確にし、連携・協力して働くこと。

【権利擁護】

認知機能の低下などにより自身で判断する能力が不十分であったり、意志や権利を主張することが難しい方々のために不利益がないよう権利の主張や自己決定を支援し、権利の代弁や弁護を行うこと。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）、苦情解決、運営適正化委員会等が規定されている。また民法では成年後見制度が規定されている。

【子育て世代包括支援センター】

妊娠・出産・育児に関する総合相談窓口として、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行う施設のこと。

【ゴミ屋敷】

ゴミなどを自宅内に溜め込み、悪臭や害虫の発生、崩落や火災等の危険性などにより著しく生活環境や地域環境に影響を及ぼしている家のこと。

さ行

【自主防災組織】

地域住民によって構成される防災活動に取り組む組織。

【社会的孤立】

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態にあること。

【社会福祉協議会】

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。都道府県、市区町村にそれぞれ組織されている。

【生活困窮者自立支援制度】

働きたくても働けない、住むところがないなどの生活全般の困りごとに対し、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、専門の支援員が他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う制度のこと。

【成年後見制度】

精神上の障がい等があり判断能力が不十分なために、財産管理や契約等の手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。家庭裁判所が審判を行う法定後見制度と、本人の判断能力があるうちに自ら代理人を選び、公正証書により自らの生活や財産管理等について契約を結んでおく任意後見制度がある。

た行

【ダブルケア】

子育てと親等の介護が同時期に発生する状態のこと。

【地域共生社会】

すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めることができる社会のこと。地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる社会をいう。

【地域における公益的な取組】

社会福祉法人による地域への貢献活動のこと。すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金の、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されている。(社会福祉法第 24 条第 2 項)

【地域包括支援センター】

介護保険法に基づき、保健師・社会福祉士・主任介護専門員等の専門スタッフが地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的ケアマネジメント事業)、④高齢者の虐待の防止・早期発見および権利擁護事業等を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設のこと。

【DV】

「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」の略称で、配偶者や恋人などの親密な関係にある者、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的なものだけではなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

な行

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

【認知症】

脳の機能が低下することにより、記憶や思考などに影響を与え、生活に支障が出てくる脳の病気のこと。

【認知症カフェ】

認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加でき、情報交換や相談などの交流ができる集いの場のこと。

【認知症サポーター】

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

は行

【8050問題】

80代の親とひきこもり状態の50代の子が同居する世帯（8050世帯）における孤立化・困窮化などのさまざまな問題のこと。

【バリアフリー】

障がいのある人や高齢者等が生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）を取り除くことをさす。また、建築物等の物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的な障壁を取り除く意味にも使われる。

【ひきこもり】

自宅にひきこもって学校や仕事に行かずに、家族以外との親密な対人関係がない状態が、6か月以上続いている状態のこと。

【避難行動要支援者】

高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。

【複合的な課題を抱える世帯】

要介護状態の親と障がいのある子どもの世帯のように、同一世帯で複数の福祉課題・生活課題を抱える世帯のこと。

【福祉委員】

社会福祉協議会が地域福祉活動を推進するにあたり、地域活動の情報交換ネット的な活動を担当「地域を元気にするボランティア」のこと。

【福祉避難所】

高齢者や障がいのある人など配慮を要する方の避難所のこと。

【ヘルプマーク】

援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲の方々に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにするためのマークのこと。

ま行

【耳マーク】

聞こえが不自由なことを表すために使用されているマークのこと。聞こえが不自由なことが見た目にはわからないため、マークを提示することで、誤解や社会生活上での不安を少なくするためのもの。

【民生委員・児童委員】

「民生委員法」に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談や支援を行う「児童委員」も兼ねている。

や行

【譲りあい感謝マーク】

内部障がい者や難病患者の方など、配慮を必要としていることが外見からはわからない方々に対し、周囲の方々が、バスや電車での座席の譲りあいなどの配慮を示しやすくするためのマークのこと。

【ユニバーサルデザイン】

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。



第3次猪名川町地域福祉計画

発行：令和2年（2020年）3月

編集：猪名川町 生活部 福祉課

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11 番地の1

電話 072-766-0001

FAX 072-766-8895

E-mail fukushi@town.inagawa.lg.jp

HP <https://www.town.inagawa.lg.jp/>